

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年6月23日提出
【計算期間】	ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース 第4特定期間 ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース 第4特定期間 ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース 第4特定期間 ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース 第4特定期間 ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース 第4特定期間 ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース 第2特定期間 ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース 第2特定期間 ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース 第2特定期間 ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース 第2特定期間 （自 平成25年9月28日至 平成26年3月27日）
【ファンド名】	ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	上中 徹
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03-6860-6440
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

各コースは、追加型投信／内外／資産複合に属し、シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡの変動率に基づき価格が変動する仕組みの債券を高位に組み入れることにより、複数の投資信託証券への投資と所定の為替取引で得られる総合収益の獲得、および毎月の分配実施による定期的な運用資産の一部払出しを目的として運用を行います。

各コースは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）各コースが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表（円コース）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	
一般			
大型株	年2回		
中小型株		日本	あり (フルヘッジ)
	年4回		
債券		北米	
一般	年6回（隔月）		
公債		欧州	
社債	年12回（毎月）		なし
その他債券		アジア	
クレジット属性 （ ）	日々	オセアニア	
	その他（ ）		
不動産投信		中南米	
その他資産 （ ）		アフリカ	
		中近東（中東）	
資産複合 （ ）		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分表（豪ドルコース／ブラジルリアルコース／メキシコペソコース／トルコリラコース）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式	年1回	グローバル	
一般		(含む日本)	
大型株	年2回		
中小型株	年4回	日本	あり ()
債券		北米	
一般	年6回（隔月）	欧州	
公債	年12回（毎月）	アジア	なし
社債		オセアニア	
その他債券	日々	中南米	
クレジット属性 ()	その他 ()	アフリカ	
不動産投信		中近東（中東）	
その他資産 ()		エマージング	
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）各コースが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジあり (フルヘッジ) (注)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし (注)	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

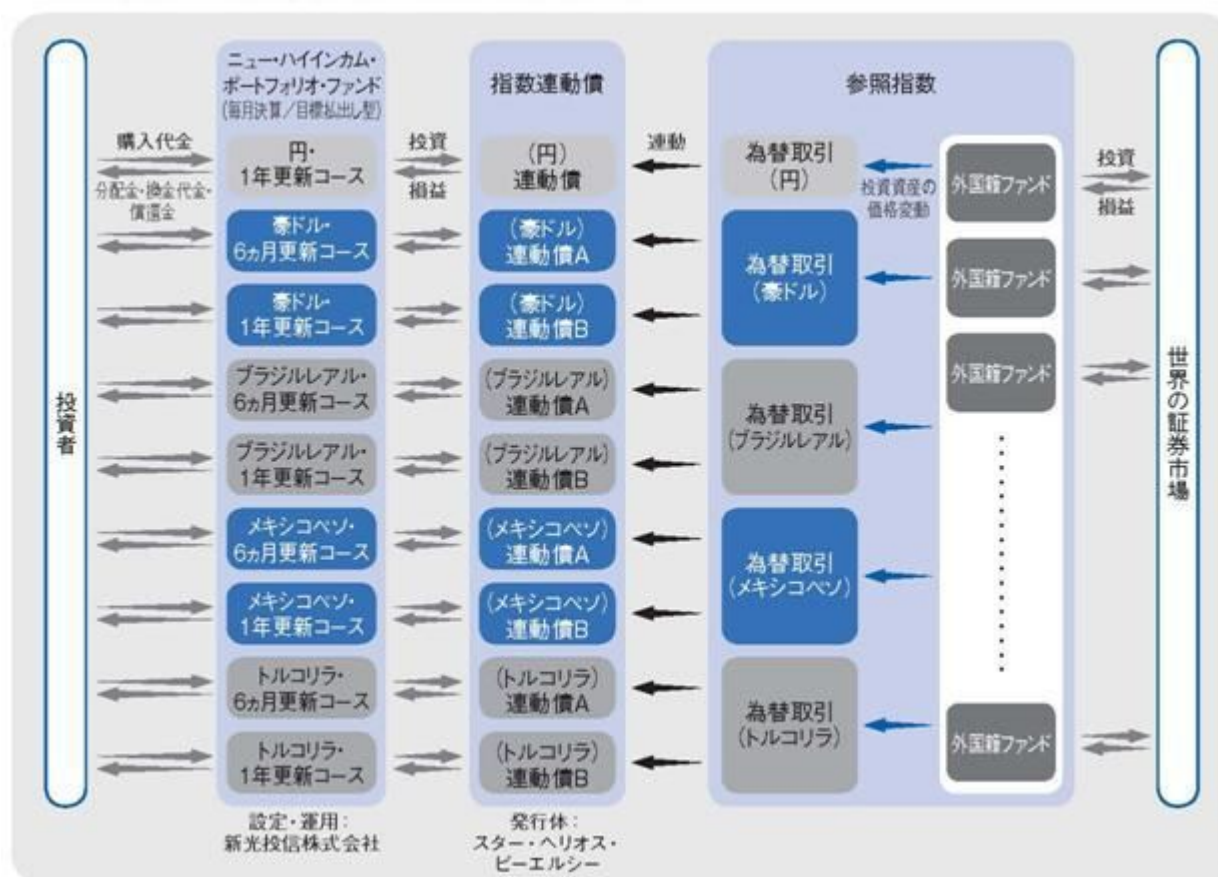
（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※各コースは、指数の変動率に基づき価格が変動する仕組みの債券に投資します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（債券 その他債券）と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（資産複合）とは異なります。

上記はイメージ図であり、将来の動向や各コースの投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

3. 為替取引の対象通貨別に円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、メキシコペソコース、トルコリラコースがあります。

豪ドルコース、ブラジルリアルコース、メキシコペソコース、トルコリラコースでは、目標払出し額（分配金）の更新期間に応じて6ヵ月更新コース、1年更新コースの2つのコースからお選びいただけます。（円コースは1年更新コースのみとなります。）



投資対象とする指数連動債は、円コースではシンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（円）連動債、豪ドルコースではシンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（豪ドル）連動債A/B、ブラジルリアルコースではシンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（ブラジルリアル）連動債A/B、メキシコペソコースではシンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（メキシコペソ）連動債A/B、トルコリラコースではシンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（トルコリラ）連動債A/Bとなります。指数連動債ごとに利金を計算する際に用いる利金乗数および利金の更新期間が異なります。

上図にある外国籍ファンドでは、当該ファンド内で、対象通貨を買い予約する為替取引を行っているものがあります。それらの外国籍ファンド部分に対しては、参照指数内で上図にあるような為替取引は行われません。

各コースの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

各コースの収益の源泉

1. 外国籍ファンドの純資産価格の変動による損益

◆各コースは、指数連動債への投資を通じ、複数の外国籍ファンドの運用成果と所定の為替取引で得

られるプレミアム（コストとなる場合もあります。）の獲得を目指します。

<指数連動債について>

発行体：スター・ヘリオス・ピーエルシー
通貨：円建て
利金：各債券において所定の期間ごとに所定の率（利金乗数）を債券価格に乗じて得た額に基づいて計算されます。したがって、期間ごとに更新され、変動します。

利金乗数 利金更新期間

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（円）連動債	10.2%	1年
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（豪ドル）連動債A	21%	6ヵ月
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（豪ドル）連動債B	15%	1年
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（ブラジルレアル）連動債A	27%	6ヵ月
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（ブラジルレアル）連動債B	21%	1年
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（メキシコペソ）連動債A	21%	6ヵ月
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（メキシコペソ）連動債B	15%	1年
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（トルコリラ）連動債A	21%	6ヵ月
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（トルコリラ）連動債B	15%	1年

利払い回数：原則として、年12回
満期償還日：2017年6月20日
債券の価格変動：原則として、シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡの日々の変動率と同程度に変動します。
信用格付け：信用格付けは取得しておりません。
注意事項：各債券の利金は、元金から生じる利子ではなく、債券の価格から差し引かれる性質のものです。一般の債券とは異なり、この指数連動債の償還価格は、参照指数に連動して決定されることに加え、償還までに払い出した利金が全額差し引かれる仕組みですので、額面を大きく下回ることがあります。発行体が行うスワップ取引の相手方となるUBS銀行ロンドン支店が債務不履行に陥った場合などには、本債券はすみやかに償還されます。また、その際はスワップ取引による収益の一部が受け取れない場合があります。詳しくは第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスクの「カウンターパーティ・リスク」をご覧ください。

※スター・ヘリオス・ピーエルシーは、分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産（外国籍ファンドなど）は保管会社によって分別管理されています。

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（参照指数）とは

世界の証券市場に投資してインカム・ゲインの獲得を目指す複数の外国籍ファンドと円、豪ドル、ブラジルレアル、メキシコペソまたはトルコリラを買い予約する為替取引の総合収益を反映する円ベースの指数です。

新光投信がインデックス・スポンサーとして指数を構成する外国籍ファンドとその比率を決定し、UBS銀行ロンドン支店が指数の算出・公表を行います。

各外国籍ファンドの主要投資対象



- ※1 本書において豪ドルハイインカム証券とは、豪ドル建て、もしくはオーストラリアの政府・企業などが発行する相対的に利回りの高い公社債やハイブリッド証券を指します。
- ※2 為替取引は円、豪ドル、ブラジルレアル、メキシコペソ、トルコリラの5種類があり、それに対応する指数として、シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（円）、シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（豪ドル）、シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（ブラジルレアル）、シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（メキシコペソ）とシンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（トルコリラ）があります。

上記は、平成26年4月末現在採用されている外国籍ファンドの主要投資対象であり、今後見直される場合があります。

新光投信は、定量的なリスク・リターン分析などに基づいて、外国籍ファンドの構成比率を原則として6ヵ月ごとに見直します。また新光投信は構成ファンドを変更することができます。構成ファンドが変更された場合、上図の主要投資対象も変更される可能性があります。エマージング債券の構成ファンドでは、米ドルを含む複数の通貨で構成されるポートフォリオであってもすべてを米ドルとみなして、参照指数において為替取引が行われます。そのため、参照指数では、豪ドル、ブラジルレアル、メキシコペソまたはトルコリラ以外の通貨の為替変動の影響も一部受けることになります。U B S銀行ロンドン支店は、参照指数を構成する外国籍ファンドおよびその投資対象証券への投資の妥当性などについて何ら判断を行わず、参照指数のパフォーマンスにも責任を負うものではありません。

参照指数を構成する外国籍ファンド

〔アジア債券〕

ユナイテッド・アジア・ボンド・マルチカレンシー・ファンド

運用：UOBアセット・マネジメント・リミテッド

- 主として、アジア（オセアニア地域を含む）の政府、政府機関、企業が発行する米ドル建ての債券に投資します。なお、アジア（オセアニア地域を含む）現地通貨建ての債券にも投資する場合があります。

- ポートフォリオの平均信用格付け[※]は、BBB－格相当以上とします。

※当該ファンドが保有している有価証券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、当該ファンドにかかる信用格付けではありません。

〔ハイイールド債券〕

グローバル・ハイイールド・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

運用：ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

- 主として、世界のハイイールド債券に投資します。
- 一般に、ハイイールド債券とは、格付けがBB＋格相当以下の社債を指します。投資適格債（BBB－格相当以上の債券）と比較して信用力が低い一方で、利回り水準が高いという特徴があります。

〔ハイブリッド証券〕

G Sグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト

運用：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

- 主として、世界の金融機関が発行するハイブリッド証券に投資します。

- ハイブリッド証券とは、劣後債（期限付劣後債、永久劣後債）および優先証券などの総称です。
- 法的弁済順位からみると、債券と株式の中間に位置する証券であり、一般に、同一企業の発行でも格付けが普通社債より低くなる一方で、利回りは高くなる傾向があります。

〔インフラ関連株式〕

シンコウ・グローバル・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド

運用：AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド

- 主として、世界のインフラ関連企業が発行する上場株式などに投資します。
- 当該ファンドにおいてインフラ関連企業とは、インフラ資産を実際に所有する、もしくは運営するビジネスで収益の多くを獲得する企業を指します。（有料道路、空港、港湾、送配電などの事業を行っている企業など）
- インフラ関連事業は参入障壁が高く独占的な事業であるうえ、収益も比較的安定していることが特徴で、株式の配当利回りは、他の業種に比べて高い傾向があります。

〔エマージング債券〕

フランクリン・テンブルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド

運用：フランクリン テンブルトン インベストメント マネジメント リミテッド

- 主として、新興国の政府または政府機関などが発行する債券に投資します。
- 米ドル、ユーロなどの先進国通貨建ての債券に加え、新興国通貨（現地通貨）建ての債券も投資対象とします。
- 新興国が発行する債券（エマージング債券）は、先進国と比較して信用力が低い一方で、相対的に高い利回りが期待できます。

〔豪ドルハイインカム証券〕

シンコウAUDクレジット・インカム・ファンド

運用：ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド

- 主として、オーストラリアの公社債（ハイブリッド証券を含む）に投資します。
- 豪ドル建て証券を中心に投資し、豪ドル以外の通貨建ての部分には当該通貨売り/豪ドル買いによる為替取引を加えます。

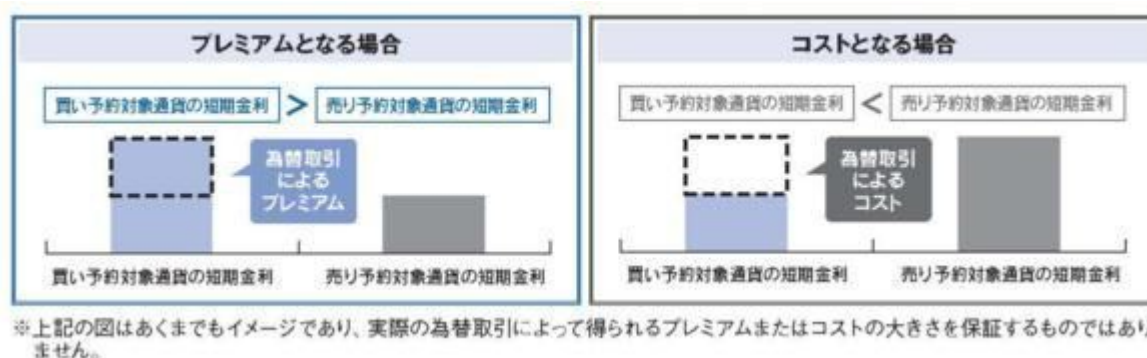
上記の外国籍ファンドは、平成26年4月末現在採用されているものであり、今後見直される場合があります。上記の運用会社は、各外国籍ファンドにおいて投資対象資産の運用または調査を行っている会社を表示しています。

2. 為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）とコスト（金利差相当分の費用）

- ◆各コースでは、原則として実質的に組み入れる参照指数を構成する外国籍ファンドの投資資産の発行通貨を売り予約し、各コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。
- ◆通貨（国）により金利水準は異なるため、参照指数を構成する外国籍ファンドの投資資産の発行通貨よりも短期金利の高い通貨のコースを選択した場合は、当該通貨と参照指数を構成する外国籍ファンドの投資資産の発行通貨の短期金利差相当分のプレミアムが期待されます。

一方、当該通貨の短期金利が参照指数を構成する外国籍ファンドの投資資産の発行通貨の短期金利よりも低い場合には、通常、短期金利差相当分のコストが発生します。金利差の変動により、プレ

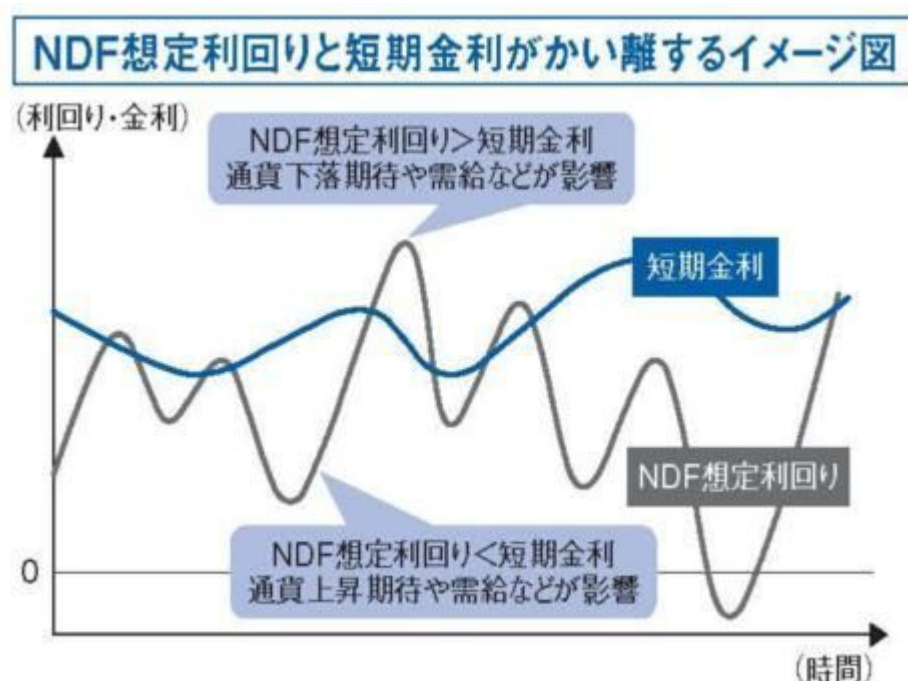
ミアムまたはコストは変動します。



- ◆一部の新興国通貨（ブラジルレアル）では、規制や為替市場が未発達なことなどから、為替取引が機動的に行えないことがあるため、「NDF取引」を使用する場合があります。

NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）取引について

- ◆NDF取引とは、為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対取引で行われます。また、当該通貨の受け渡しは発生せず、主に米ドルなどの主要通貨で差金決済を行います。
- ◆NDF取引は、通常の買い／売り予約する為替取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、市場裁定が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、取引価格から推計されるNDF想定利回りが、取引時点における短期金利水準から大きくかい離することがあります。



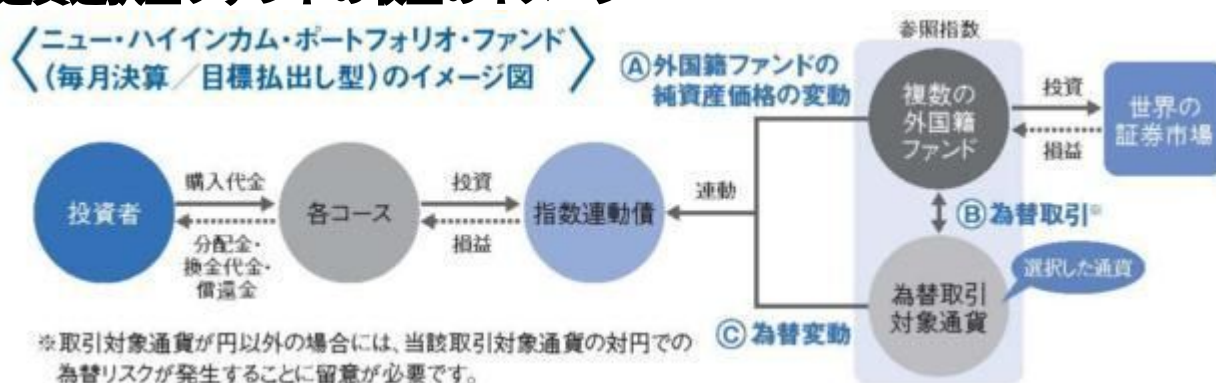
※上記はイメージ図であり、各ファンドのパフォーマンスとは異なります。

NDF想定利回りは、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少やコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

3. 為替変動による損益（円コースを除く）

- ◆実質的に各コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うことによって、各コースは対象通貨の変動の影響を受けます。各コースの対象通貨に対して円安となった場合には為替差益が発生し、円高となった場合には為替差損が発生します。新興国の通貨の値動きは先進国の通貨と比べて相対的に大きくなる傾向があります。また、通貨危機や経済危機においては大きく下落する可能性もあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ



上記イメージ図にある外国籍ファンドでは、当該ファンド内で、対象通貨を買い予約する為替取引を行っているものがあります。それらの外国籍ファンド部分に対しては、参照指数内で上図にあるような為替取引は行われません。

（注）上記イメージ図は各コースについて説明したものであり、他の通貨選択型の投資信託とは仕組みが異なる部分があります。

- ◆通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産[※]に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

※各コースにおける投資対象資産とは、指数連動債が参照する外国籍ファンドであり、実質的に各外国籍ファンドが投資する株式・債券などとなります。

- ◆通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

①投資対象資産による収益（上図A部分）

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

②為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）（上図B部分）

- ・「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「プレミアム」が期待できます。
- ・逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが高い場合には、金利差による「コスト」が発生します。
- ・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアムやコストは発生しません。

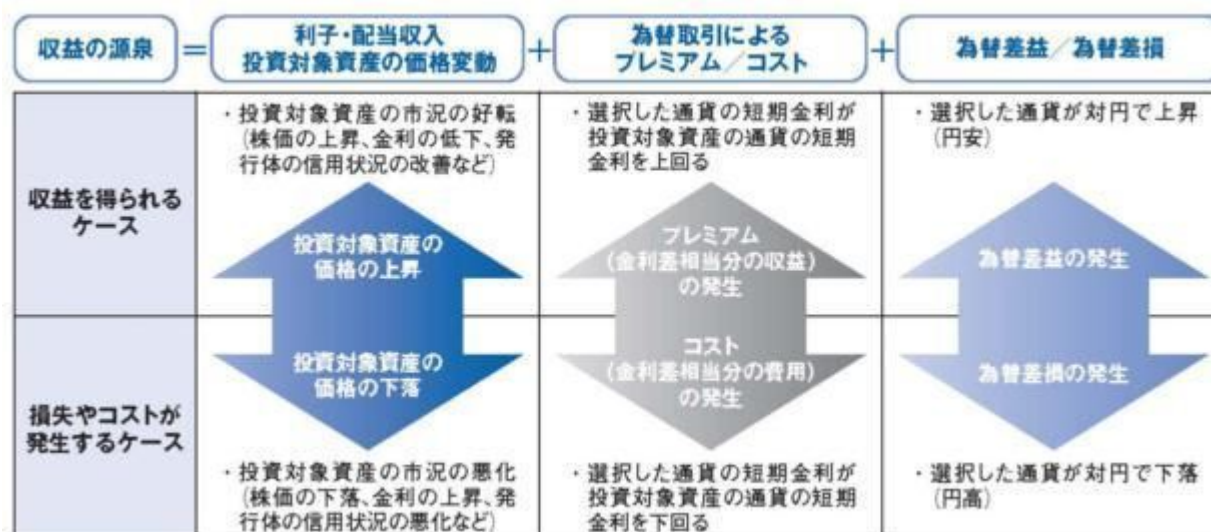
※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③為替変動による収益（上図C部分）

- ・上図B部分とは異なり、上図C部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」（円を除く。以下同じ）の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「選択した通貨」が対円で上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「選択した通貨」が対円で下落（円高）した場合は、為替差損が発生します。

◆これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

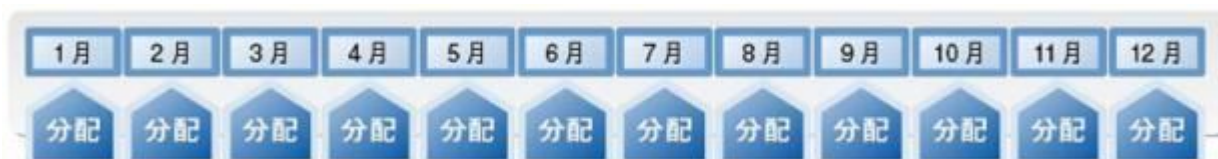


主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

■原則として、毎月27日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■各コースの分配金の決定にあたっては、原則として、指数連動債から支払われる利金に基づいた額を払い出すことを目標とします。

この指数連動債の利金は、参照指数の投資収益に基づくものではなく、原則として所定の期間（更新期間）ごとに到来する特定日の指数連動債の価格に所定の率（利金乗数[※]）を乗じて得た額に基づいて計算されます。利金が支払われると指数連動債の価値も利金分減少していく仕組みです。各コースにおいて、投資成果が十分でない場合に分配を行うと、実質的には元本の払い戻しとなることがあります。その場合、基準価額が大きく下落するこ

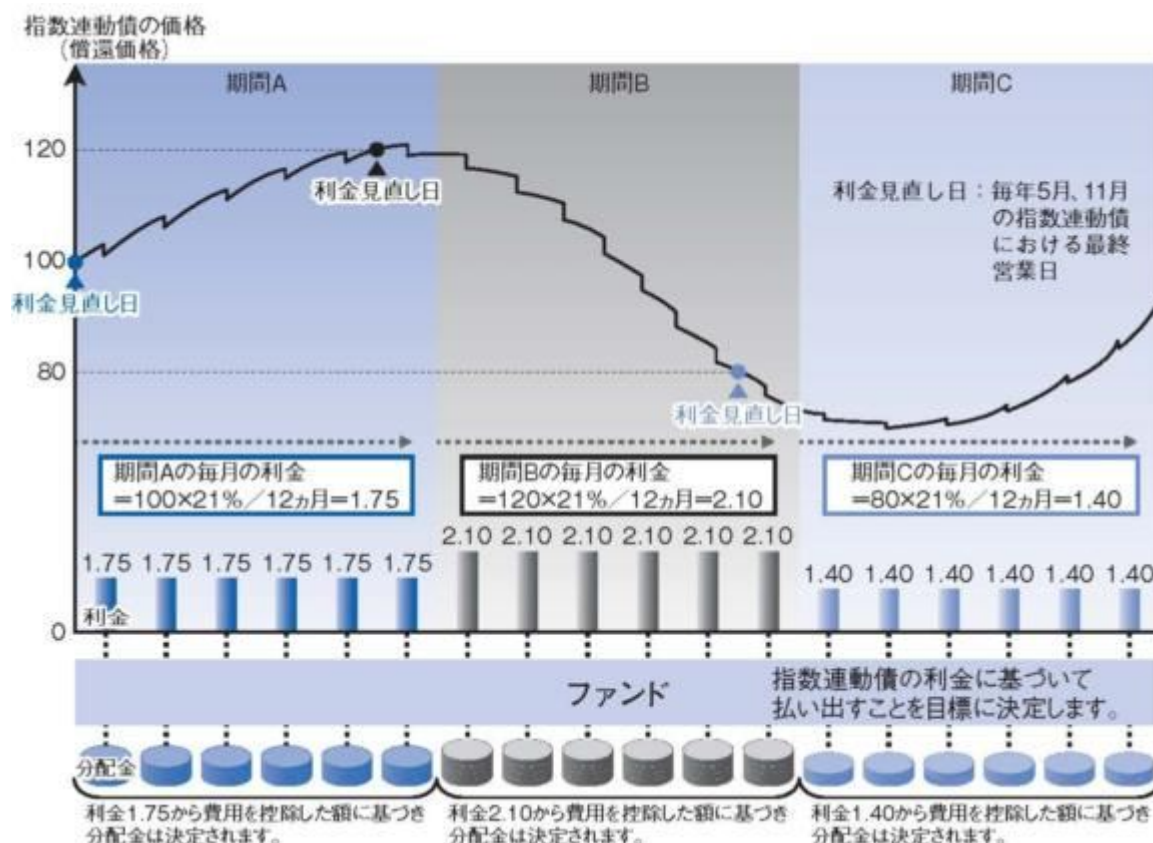
とがあります。

＜指数連動債の利金決定のイメージ図＞

（利金乗数21%、更新期間6ヵ月の場合）

利金＝利金見直し日の指数連動債の価格×利金乗数／12ヵ月

※利金乗数とは、指数連動債の利金算出の際に、利金見直し日の指数連動債の価格に乘ずる数値として使用される所定の率をいいます。



上図はイメージ図であり、将来の指数連動債の価格、分配金の支払い、またはその金額について示唆あるいは保証するものではありません。各コースは、指数連動債を高位に組み入れますが、一方で現金・その他資産も保有するため、1口当たりの受取利金額は希薄化します。また、各コースには、運用管理費用（信託報酬）などの費用がかかり基準価額に反映され、それらの費用控除後の収益を基に分配金も決定されます。そのため、各コースの分配金の水準および基準価額の値動きと、指数連動債の利金の水準および価格の値動きは同一にはなりません。こうした分配の仕組みは、投資信託に関連する現時点の法令や税制などの諸制度を前提としています。今後、これら制度が著しく変更された場合は、上記のような分配ができないことがあります。また、基準価額が大きく下落した場合などには、分配金額が変更になる場合があります。

収益分配金に関する留意事項

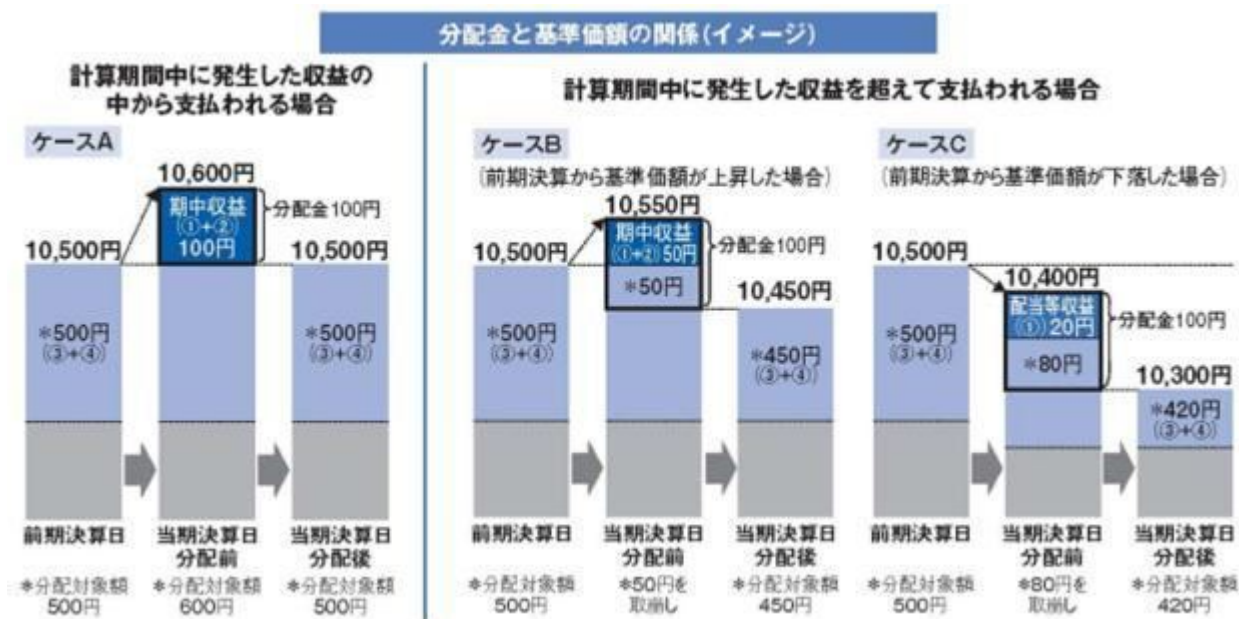
- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落

することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円＝ 100円

ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲ 50円＝ 50円

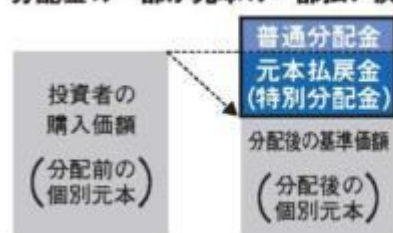
ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額で判断ください。

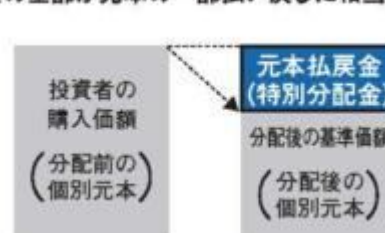
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



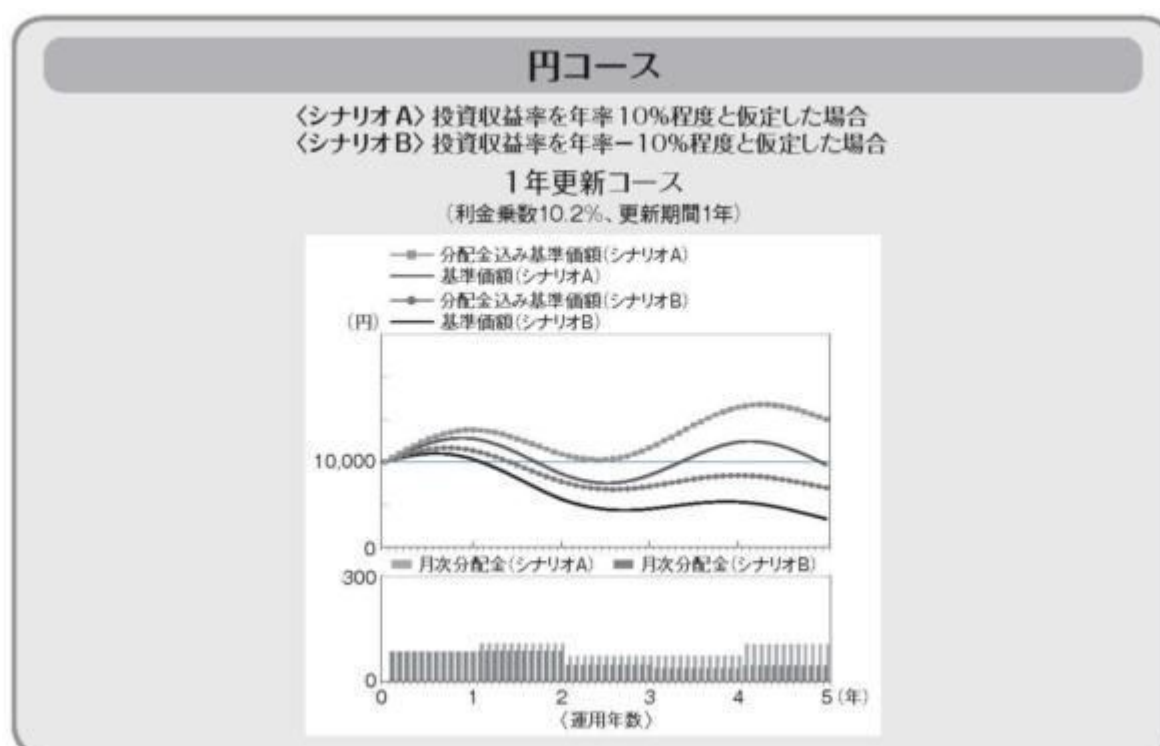
普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

追加的記載事項

基準価額と分配金のイメージ図

- ◆分配金を多く受け取るほど基準価額はより大きく下落するので、投資環境にかかわらず換金代金または償還金は少なくなります。
- ◆好調な投資環境では、分配金を多く受け取るほど運用資産が少なくなるので再投資効果が減少し、結果として、分配金を全額再投資した場合の換金代金または償還金と比べて、その額は少なくなる傾向があります。また、投資収益が得られても、受け取る分配金よりも少ない場合には、基準価額は下落します。
- ◆投資環境が不振であると、分配金による基準価額の下落に投資損失が加わることで基準価額はさらに下落し、換金代金または償還金は当初の元本に比べて大幅に少ない額になることがあります。
- ◆投資者における実際の損益（課税前）は、すでにお受け取りになった分配金と換金代金（または償還金）を合算した額と、購入代金（購入時手数料を含む）の差額になります。



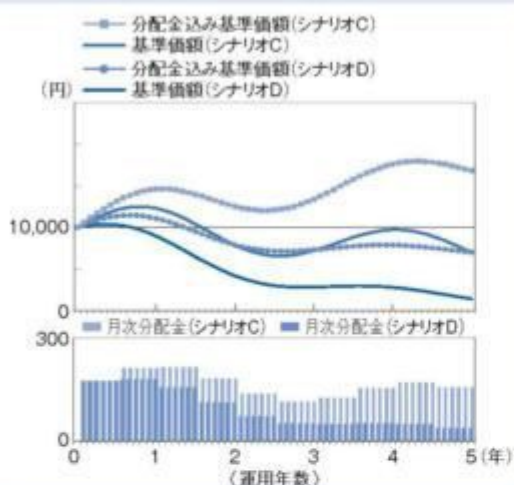
上図は、各コースの基準価額と分配金の関係についてご理解いただくため、仮定の投資収益率のもと、各コースで指数連動債を常に100%組み入れ、運用管理費用（信託報酬）などのコストを控除せず、利金相当額を全額分配した場合の基準価額と分配金のイメージを示したものです。実際の運用では、指数連動債を常に100%組み入れることはできませんし、運用管理費用（信託報酬）や指数連動債の取引コストなどががかかります。また、利金相当額を全額分配金として払い出すわけではありません。投資者が受け取る収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益は課税対象となります。各シナリオで仮定した投資収益率は、実際の投資成果とは何ら関係がなく、運用目標や予想される下限などを示すものではありません。実際の投資収益率は各シナリオで仮定した投資収益率を大幅に下回ることもあります。各シナリオ通りの投資収益率が最終的に実現した場合であっても、期間中の基準価額の動きや月次分配金は、イメージ図に示されているものと異なることがあります。

豪ドルコース／メキシコペソコース／トルコリラコース

〈シナリオC〉投資収益率を年率15%程度と仮定した場合
 〈シナリオD〉投資収益率を年率-15%程度と仮定した場合

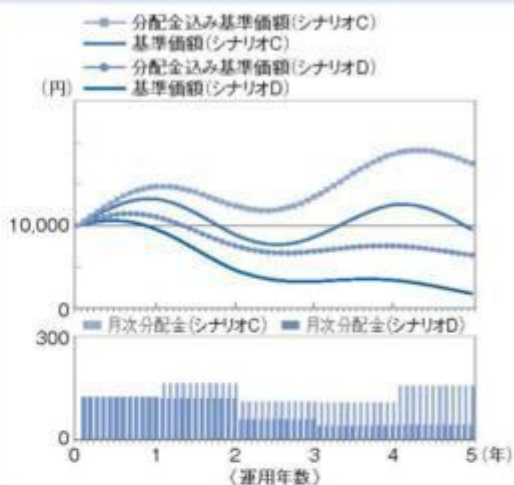
6ヵ月更新コース

(利金乗数21%、更新期間6ヵ月)



1年更新コース

(利金乗数15%、更新期間1年)

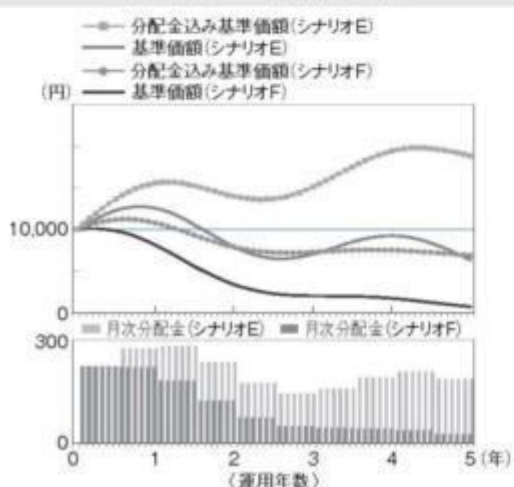


ブラジルリアルコース

〈シナリオE〉投資収益率を年率20%程度と仮定した場合
 〈シナリオF〉投資収益率を年率-20%程度と仮定した場合

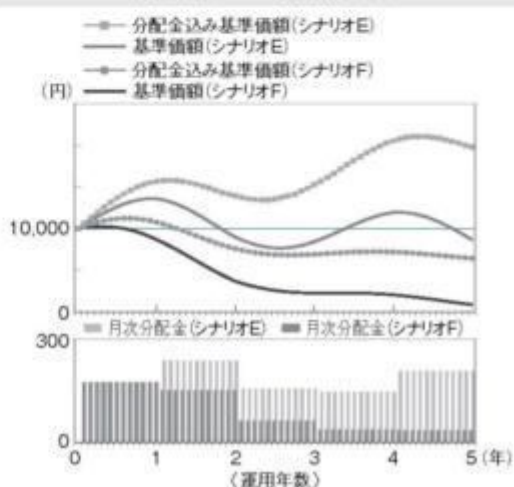
6ヵ月更新コース

(利金乗数27%、更新期間6ヵ月)



1年更新コース

(利金乗数21%、更新期間1年)



上図は、各コースの基準価額と分配金の関係についてご理解いただくため、仮定の投資収益率のもと、各コースで指数連動債を常に100%組み入れ、運用管理費用（信託報酬）などのコストを控除せず、利金相当額を全額分配した場合の基準価額と分配金のイメージを示したものです。実際の運用では、指数連動債を常に100%組み入れることはできませんし、運用管理費用（信託報酬）や指数連動債の取引コストなどががかかります。また、利金相当額を全額分配金として払い出すわけではありません。投資者が受け取る収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益は課税対象となります。各シナリオで仮定した投資収益率は、実際の投資成果とは何ら関係がなく、運用目標や予想される下限などを示すものではありません。実際の投資収益率は各シナリオで仮定した投資収益率を大幅に下回ることもあります。各シナリオ通りの投資収益率が最終的に実現した場合であっても、期間中の基準価額の動きや月次分配金は、イメージ図に示されているものと異なることがあります。

< 参 考 >

参照指数の概要

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII

[英語名称: Shinko Global High Income Fund Index II]

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（以下、「当該指数」といいます。）は、新光投信株式会社（以下、「新光投信」といいます。）が選定するインカム・ゲインの獲得を目指す複数の外国籍ファンドと、豪ドル／ブラジルリアル／日本円／メキシコペソ／トルコリラそれぞれの通貨に対するファンド通貨売り・対象通貨買いの為替取引のパフォーマンスを反映する指数です。為替取引の対象通貨により、豪ドル（AUD）、ブラジルリアル（BRL）、日本円（JPY）、メキシコペソ（MXN）、トルコリラ（TRY）の5つの指数があります。当該指数は円ベースの指数であり、新光投信がインデックス・スポンサーを務め、インデックス計算代理人であるUBS銀行ロンドン支店によって計算および発表が行われます。

当該指数の詳細は下記の通りです。

- －当該指数の実質的な投資対象となる参照ファンドは、インデックス・スポンサーが、高いインカム収益の獲得を目的として内外の各種有価証券に投資する外国籍ファンドの中から選定し、その構成比率についてもインデックス・スポンサーが決定します。当該指数に採用される、当初の参照ファンドは下表の通りです。
- －当初選定された6つのファンドが原則として維持されますが、インデックス・スポンサーが必要と認めた場合には、インデックス計算代理人と協議し、変更を行うことが可能です。

<参照ファンド および 豪ドル指数・ブラジルリアル指数・日本円指数・メキシコペソ指数・トルコリラ指数に採用される受益証券の種類>

参照ファンド名	受益証券の種類				
	豪ドル指数	ブラジルリアル指数	日本円指数	メキシコペソ指数	トルコリラ指数
Franklin Templeton Frontier Emerging Markets Debt Fund	—				
United Asia Bond Multi Currency Fund	AUD Class	JPY Class	JPY Class	JPY Class	JPY Class
Global High Yield Bond Fund Currency Selection	JPY (JPY hedged) (Distribution) Class	JPY (BRL hedged) (Distribution) Class	JPY (JPY hedged) (Distribution) Class	JPY (JPY hedged) (Distribution) Class	JPY (JPY hedged) (Distribution) Class
GS Global Subordinated Debt Securities FX Sub Trust	AUD class	BRL class	JPY class	JPY class	JPY class
Shinko AUD Credit Income Fund	—				
Shinko Global Infrastructure Equity Fund	AUD class	BRL class	JPY class	JPY class	JPY class

（受益証券の種類がないファンドについては、「—」と表示しています。）

- －指数の構築においては、高いインカム収益が期待できる効率的ポートフォリオとして各参照ファンドの構成比率が決定されます。当面各参照ファンドの最大構成比率は40%、最小構成比率は10%とし、6ヵ月毎に構成比率の見直しを行います。（当該最大、最小構成比率は変更される場合があります。） 当該指数内における各参照ファンドの構成比率を反映するように月次でリバランス調整が行われます。
- －参照ファンドの中で、当該指数の対象通貨への為替取引を行っていないものについては、指数内で為替取引が行われます。原則として、約1ヵ月毎に約1ヵ月満期のファンド通貨*売り・対象通貨買いの外国為替予約取引（ブラジルリアルはNDF取引**）を行い、各対象通貨のファンド通貨に対する金利差（プレミアムまたはコスト）と値動きを指数に反映させます。

（*参照ファンドにおける実質的な主要投資対象通貨（ヘッジ先通貨または主要投資対象通貨）を指しま

す。各参照ファンドのファンド通貨は下記表の通りです。）

（**NDF取引とは、直接の外国為替取引を制限している国の通貨を取引する際等に用いられる外国為替先渡取引の一種です。）

参照ファンド（当該指数の対象通貨への為替取引を行っていないもの）	ファンド通貨	対象通貨
Franklin Templeton Frontier Emerging Markets Debt Fund	米ドル***	豪ドル
		ブラジルレアル
		日本円
		メキシコペソ
		トルコリラ
United Asia Bond Multi Currency Fund [JPY Class]	日本円	ブラジルレアル
		メキシコペソ
		トルコリラ
Global High Yield Bond Fund Currency Selection[JPY (JPY hedged) (Distribution) Class Unit]	日本円	豪ドル
		メキシコペソ
		トルコリラ
GS Global Subordinated Debt Securities FX Sub Trust [JPY class]	日本円	メキシコペソ
		トルコリラ
Shinko AUD Credit Income Fund	豪ドル	ブラジルレアル
		日本円
		メキシコペソ
		トルコリラ
Shinko Global Infrastructure Equity Fund [JPY class]	日本円	メキシコペソ
		トルコリラ

（***同ファンドでは、米ドル以外の先進国通貨や新興国通貨で発行される債券にも投資します。）

- －外国為替予約取引は、対ファンド通貨での外国為替直物と直先スプレッドのビッド価格で取引します。日々の評価についてはそれぞれのミッド価格（ブラジルレアルの直物はアスク価格）で行います。ブラジルレアルの直物はPTAX（ブラジル中央銀行発表の当日の出来高加重平均レート）、それ以外の通貨の直物はWMC0レート（ロンドン時間16時）、各通貨の直先スプレッドはUBS銀行が対顧客向けに提示する売買相場値を用います。外貨建ての外国為替予約取引の投資成果は、ロンドン時間16時のWMC0レート（ミッド価格）で円換算されます。
- －インデックス計算代理人はインデックス・スポンサーとの協議・指示に基づき、為替取引の方法を変更することができます。
- －指数の値動きには、参照ファンドのパフォーマンス（純資産価格の値動き・分配金収入等）と、外国為替予約取引のパフォーマンス（各対象通貨のファンド通貨に対する金利差（プレミアムまたはコスト）と値動き等）が影響します。
- －参照ファンドから支払われる分配金は、毎月末に全額再投資されたものとみなします。
- －指数手数料として、年率0.08%が当該指数値から日々控除されます。
- －当該指数はブルームバーグ、クイック等の情報端末上に日々発表されます。

当該指数に関する著作権、およびその他知的財産権は新光投信に帰属しており、新光投信の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

UBS銀行（以下、「UBS」といいます。）は、外国籍ファンドの構成比率、外国籍ファンドの変更、当該指数が参照する外国籍ファンドおよびその投資対象証券への投資の妥当性などについて何ら判断を行わず、当該指数のパフォーマンスにも責任を負うものではありません。UBSはこれら指数の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、これら指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

当該指数は、事前通告なく指数の構成や算出方式等が変更される場合があります。

指数連動債の概要

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ
（豪ドル・ブラジルリアル・日本円・メキシコペソ・トルコリラ）連動債シリーズ

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（円）連動債（“（円）連動債”）

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（豪ドル）連動債A（“（豪ドル）連動債A”）

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（豪ドル）連動債B（“（豪ドル）連動債B”）

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（ブラジルリアル）連動債A（“（ブラジルリアル）連動債A”）

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（ブラジルリアル）連動債B（“（ブラジルリアル）連動債B”）

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（メキシコペソ）連動債A（“（メキシコペソ）連動債A”）

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（メキシコペソ）連動債B（“（メキシコペソ）連動債B”）

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（トルコリラ）連動債A（“（トルコリラ）連動債A”）

シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（トルコリラ）連動債B（“（トルコリラ）連動債B”）

発行体	： STAR Helios plc（アイルランド籍 特別目的会社）
計算代理人	： UBS銀行ロンドン支店
通貨	： 円建て
発行価格	： 100.00%
参照指数	： （円）連動債：シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（円） （豪ドル）連動債Aおよび（豪ドル）連動債B： シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（豪ドル） （ブラジルリアル）連動債Aおよび（ブラジルリアル）連動債B： シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（ブラジルリアル） （メキシコペソ）連動債Aおよび（メキシコペソ）連動債B： シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（メキシコペソ） （トルコリラ）連動債Aおよび（トルコリラ）連動債B： シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（トルコリラ）
条件決定日	： （円）連動債、（豪ドル）連動債Aおよび（豪ドル）連動債B、（ブラジルリアル）連動債Aおよび（ブラジルリアル）連動債Bの場合：2012年7月10日 （メキシコペソ）連動債Aおよび（メキシコペソ）連動債B、（トルコリラ）連動債Aおよび（トルコリラ）連動債Bの場合：2013年6月26日
債券発行日	（円）連動債、（豪ドル）連動債Aおよび（豪ドル）連動債B、（ブラジルリアル）連動債Aおよび（ブラジルリアル）連動債Bの場合：2012年7月12日 （メキシコペソ）連動債Aおよび（メキシコペソ）連動債B、（トルコリラ）連動債Aおよび（トルコリラ）連動債Bの場合：2013年7月1日
満期評価日	： 2017年6月6日
満期償還日	： 2017年6月20日 （条件決定日/債券発行日/満期評価日/満期償還日は、市場混乱事由など、英文タームシートに記載される条件に従い、調整される場合があります。）
債券価格	： 原則として、参照指数の日々の変動率と同程度に変動します。ただし、利落ち日（原則として、クーポン支払日の4営業日前）には、利落ち前の債券価格において変動率が同程度の関係となります。債券価格は、計算代理人が市場実勢に基づいて計算を行います。
クーポン	： 以下の算式に従って計算代理人の単独の裁量によって決定されます。したがって、期間毎に更新され、変動します。 $\text{クーポン} = \text{利金見直し日における指数連動債の価格} \times \text{利金乗数} \div 12$

- 利金乗数 : (円) 連動債の場合 - 10.2%
 (豪ドル) 連動債Aの場合 - 21%
 (豪ドル) 連動債Bの場合 - 15%
 (ブラジルリアル) 連動債Aの場合 - 27%
 (ブラジルリアル) 連動債Bの場合 - 21%
 (メキシコペソ) 連動債Aの場合 - 21%
 (メキシコペソ) 連動債Bの場合 - 15%
 (トルコリラ) 連動債Aの場合 - 21%
 (トルコリラ) 連動債Bの場合 - 15%
 (なお、計算代理人は単独の裁量で利金乗数を変更することができます)
- 利金見直し日 : (円) 連動債の場合 - 毎年5月の最終営業日
 (豪ドル) 連動債Aの場合 - 毎年5月および11月の最終営業日
 (豪ドル) 連動債Bの場合 - 毎年5月の最終営業日
 (ブラジルリアル) 連動債Aの場合 - 毎年5月および11月の最終営業日
 (ブラジルリアル) 連動債Bの場合 - 毎年5月の最終営業日
 (メキシコペソ) 連動債Aの場合 - 毎年5月および11月の最終営業日
 (メキシコペソ) 連動債Bの場合 - 毎年5月の最終営業日
 (トルコリラ) 連動債Aの場合 - 毎年5月および11月の最終営業日
 (トルコリラ) 連動債Bの場合 - 毎年5月の最終営業日
 (当初は条件決定日とする)
- クーポン支払日 : (円) 連動債、(豪ドル) 連動債Aおよび(豪ドル) 連動債B、(ブラジルリアル) 連動債Aおよび(ブラジルリアル) 連動債Bの場合:
 毎月19日(当初は2012年7月20日、2回目は2012年7月24日)
 (メキシコペソ) 連動債Aおよび(メキシコペソ) 連動債B、(トルコリラ) 連動債Aおよび(トルコリラ) 連動債Bの場合:
 毎月19日(当初は2013年7月12日、2回目は2013年7月19日)

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、各コースにつき金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

(円コース／豪ドルコース／ブラジルリアルコース)

平成24年6月4日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成24年7月9日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(メキシコペソコース／トルコリラコース)

平成25年6月7日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

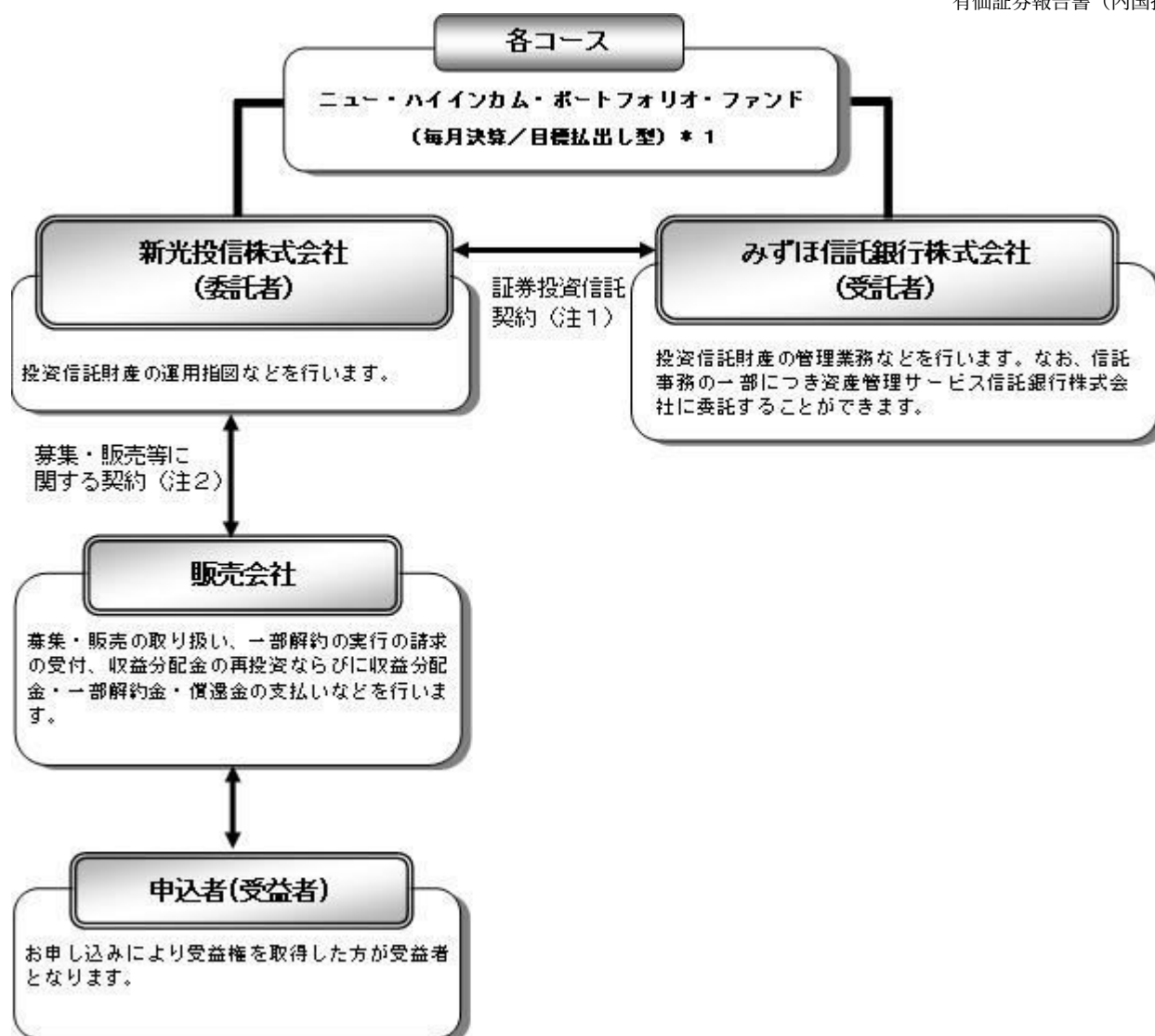
平成25年6月25日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

図中の＊1には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

＊1	円・1年更新コース	豪ドル・6ヵ月更新コース	ブラジルリアル・6ヵ月更新コース
		豪ドル・1年更新コース	ブラジルリアル・1年更新コース
	メキシコペソ・6ヵ月更新コース	トルコリラ・6ヵ月更新コース	
	メキシコペソ・1年更新コース	トルコリラ・1年更新コース	



(注1) 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

(注2) 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成26年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可

平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可
 平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
 なし認可
 平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
 （ハ）大株主の状況

（平成26年4月末現在）

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

2【投資方針】

a. 基本方針およびb. 運用の方法（ロ）投資態度の＊2、＊3、＊4には下記表をあてはめてご覧ください。

各コース	＊2	＊3	＊4
円・1年コース	円		1年
豪ドル・6ヵ月更新コース	豪ドル	A	6ヵ月
豪ドル・1年更新コース		B	1年
ブラジルリアル・6ヵ月更新コース	ブラジルリアル	A	6ヵ月
ブラジルリアル・1年更新コース		B	1年
メキシコペソ・6ヵ月更新コース	メキシコペソ	A	6ヵ月
メキシコペソ・1年更新コース		B	1年
トルコリラ・6ヵ月更新コース	トルコリラ	A	6ヵ月
トルコリラ・1年更新コース		B	1年

（1）【投資方針】

a. 基本方針

各コースの運用は、シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（＊2）（以下「参照指数」といいます。）の変動率に基づき価格が変動する仕組みの債券に投資することにより、複数の投資信託証券への投資と＊2の為替取引で得られる総合収益の獲得、および毎月の分配実施（実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額を充当することができます。）による定期的な投資信託財産の一部払い出しを目的とします。

b. 運用の方法

（イ）主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

- ① 原則として、参照指数の変動率に基づいて価格が変動する仕組みのシンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（＊2）連動債＊3（以下「指数連動債」といいます。）を高位に組み入れます。指数連動債は、参照指数が採用する投資信託証券などを担保資産として、特別目的会社より発行されます。
- ② <円コース>

参照指数は、所定の複数の投資信託証券の運用成果、円の為替取引がもたらす他通貨に対するプレミアムまたはコストに基づき計算されます。

＜各コース（円コースを除く）＞

参照指数は、所定の複数の投資信託証券の運用成果、各コース（円コースを除く）の為替取引がもたらす他通貨に対するプレミアムまたはコスト、および各コース（円コースを除く）の為替変動に基づき計算されます。

- ③ 参照指数が採用する投資信託証券およびその構成比率は、委託者により参照指数の算出機関であるUBS銀行ロンドン支店に提示されます。
- ④ 指数連動債の利金は、参照指数の投資収益に基づくものではなく、原則として＊４ごとに到来する特定日の指数連動債の価格に所定の率を乗じて得た額として定期的に更新されます。
- ⑤ 指数連動債は償還時まで保有することを基本とします。ただし、指数連動債は所定の要件により繰上償還となることがあり、この場合、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ⑥ 各コースの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行えない場合があります。

（ハ）主な投資制限

- ① 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（２）【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

各コースにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

- （イ）委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡し取引および為替先渡し取引

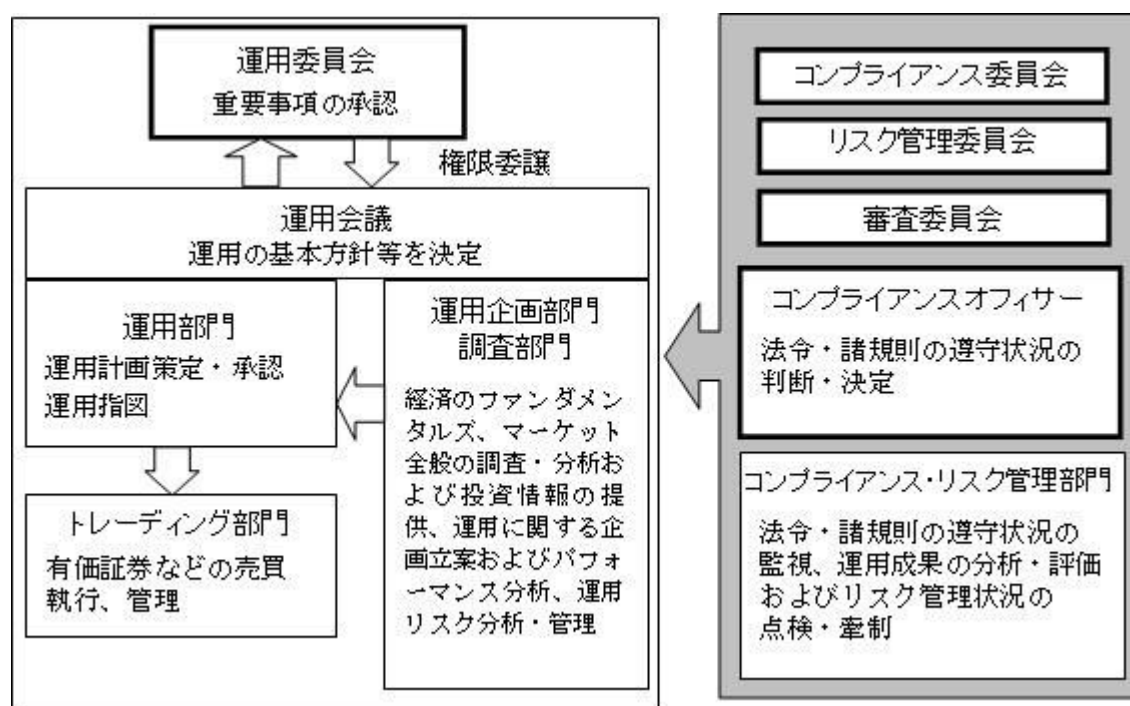
(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



※上記は平成26年 6月23日現在のものであり、今後変更になることがあります。

●PLAN

- 運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- 運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- 運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●DO

- ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。

- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス・リスク管理部門（20名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

（４）【分配方針】

- a. 収益分配は原則として、毎月27日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
 - 2. 分配金額は、原則として、ファンドの決算日の直前に支払われた指数連動債の利金に基づく額を払い出すことを目標に委託者が決定します。当該利金は、参照指数の投資収益に基づくものではなく、原則として所定の期間（更新期間）ごとに到来する特定日の指数連動債の価格に所定の率を乗じて得た額に基づいて計算されます。結果として、分配金は実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額が充当されることがあります。
 - 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

d. 同一銘柄への投資割合

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（ハ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

f. 投資する株式等の範囲

（イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

g. 信用取引の指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行う

ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。
- （ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- （ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

i. 公社債の空売りの指図範囲

- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ロ）売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j. 公社債の借り入れ

- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- （ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

す。

（二）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

k. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

l. 外国為替予約の指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。

（ロ）予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

m. 資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（二）借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。

n. 利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となっていくるものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反

しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（二）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

各コースは、値動きのある有価証券などに投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

●各コース（円コースを除く）

各コースが組み入れる指数連動債では原則として、各コースの対象通貨を買い予約する為替取引の損益が反映されるため、各コースの基準価額は実質的に当該対象通貨の為替変動の影響を受けます。ただし、指数連動債が参照する指数の構成資産の通貨の影響を受ける場合があります。対象通貨が新興国通貨の場合には、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。各コースの対象通貨の金利が指数連動債が参照している実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

●円コース

円コースが組み入れる指数連動債では原則として、円を買い予約する為替取引を行った場合の損益が反映されるため為替変動リスクは軽減されますが、指数連動債が参照する指数の構成資産の通貨などの影響により、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。円金利が指数連動債が参照している実質的な投資対象資産の発行通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

b. 金利変動リスク

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

c. 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

d. 信用リスク

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。投機的格付けが付与されているハイイールド債券や当該格付けが付与されている国が多い新興国の債券は、投資適格の債券に比べ信用リスクは高くなります。

e. カウンターパーティ・リスク

各コースが投資対象とする指数連動債の発行体は、UBS銀行ロンドン支店を取引相手として、連動対象指数に概ね連動する投資成果と発行体の保有する資産の投資成果を交換する取引（スワップ取引）を行います。この取引では、原則として連動対象指数のリターンが裏付資産のリターンに対してプラスとなった場合には取引相手から発行体に、逆にマイナスとなった場合には発行体から取引相手に当該リターンの差に相当する額が支払われます。

このスワップ取引において、取引相手となるUBS銀行ロンドン支店が債務不履行に陥った場合などには、指数連動債は繰上償還となり各コースも繰上償還されます。この場合、発行体は連動対象指数と保有資産のリターンの差を受け取ることができない可能性があるため、保有資産を換金して指数連動債の償還金を各コースに支払いますが、リターンに相当するものとして本来受け取ることができた額よりも保有資産を換金して得られた額（換金に関する費用控除後）が少額となる可能性があり、その差額相当分だけ各コースの償還金が減少する要因となります。

また、各コースが繰上償還されると、運用を継続した場合に得られる可能性があった収益が獲得できなくなることになります。

f. 流動性リスク

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。また、各コースが組み入れる指数連動債は、当該指数連動債の値付業者が取引の相手方となる形式により流動性の確保を図りますが、参照する指数を構成する外国籍ファンドなどの取引停止や、値付業者の財務状況が著しく悪化した場合などには、当該指数連動債の流動性が著しく低下する可能性があり、その影響により、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

g. カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。

h. ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資に伴う固有のリスク

ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資には、普通社債への投資と比較して、次のような固有のリスクがあり、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。

① 劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）

一般にハイブリッド証券の法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。

したがって、発行体が破綻などに陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません（法的弁済順位の劣後）。またハイブリッド証券は一般に普通社債と比較して低い格付けが格付会社により付与されていますが、その格付けがさらに下落する場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落する可能性があります。

② 繰上償還延期リスク

一般にハイブリッド証券には、繰上償還（「コール」と呼ぶことがあります。）条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が実施されなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。

③ 利払い繰延リスク

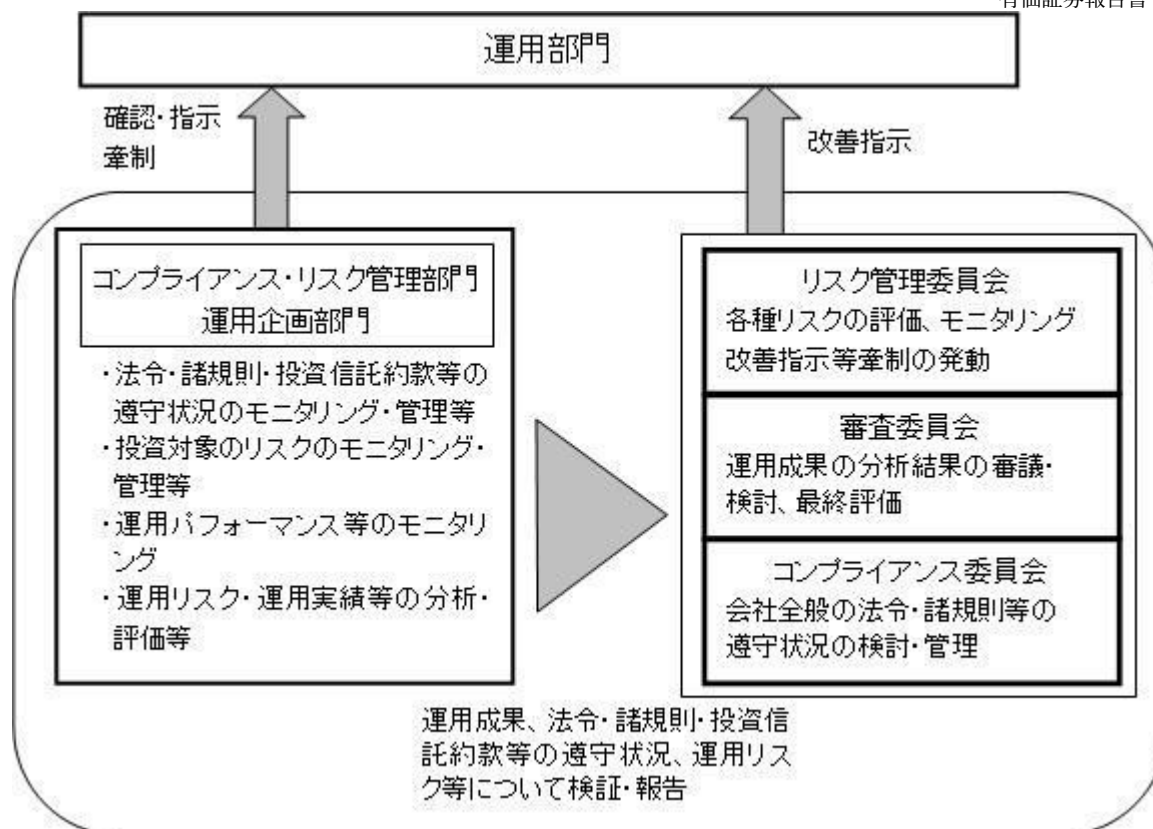
ハイブリッド証券には、利息または配当の支払繰延条項を有する証券があります。これらの証券においては、発行体の財務状況や収益動向などの要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

i. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- （イ）各コースのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- （ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- （ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- （ニ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- （ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各コースの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（2）リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理	：運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	：投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



※上記は平成26年 6月23日現在のものであり、今後変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日から起算して4営業日目の基準価額に、4.104%（税抜3.8%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（8%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」^{※1}または「償還前乗り換え」^{※2}によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会

社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

各コースの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.3284%（税抜1.23%）を乗じて得た額とします。

なお、参照指数を構成する外国籍ファンドにおける信託報酬および指数手数料を含めた各コースの実質的な信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対して最大で年率1.9589%（税抜1.8605%）程度となります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

＜信託報酬の配分＞

		信託報酬（対純資産総額・年率）
配分 （税抜）	委託者	0.40%
	販売会社	0.80%
	受託者	0.03%
指数手数料 ^{（注１）}		0.08%
参照指数を構成する外国籍ファンド		（注２）
実質的な負担 ^{（注３）}		1.9589%（税抜1.8605%）程度

（注１）参照指数は年率0.08%が指数手数料として日々控除された形で算出されます。

（注２）信託報酬の他に参照指数を構成する外国籍ファンドでは0.39%～0.61%程度の料率の信託報酬がかかります。

（注３）「実質的な負担」は、参照指数における１外国籍ファンド当たりの構成比率制限を基に算出した数値です。実際の信託報酬は、参照指数を構成する外国籍ファンドの比率によって変動します。ただし、参照指数を構成する外国籍ファンドの信託報酬には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該外国籍ファンドにおける取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。また、参照指数を構成する外国籍ファンドは今後、変更されることがあり、その場合は実質的な負担も変更される可能性があります。

（４）【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、各コースの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d. 参照指数を構成する外国籍ファンドにおいても、有価証券売買時の売買手数料、弁護士費

用、保管受託銀行への報酬および当初設定にかかる諸費用等がかかる場合があります。

- e. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別

元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5） 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アイルランド	20,007,900,000	98.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	295,365,688	1.45
純資産総額		20,303,265,688	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース

（平成26年 4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アイルランド	6,829,042,000	97.60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	167,853,166	2.39
純資産総額		6,996,895,166	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アイルランド	2,063,772,000	97.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	45,234,625	2.14
純資産総額		2,109,006,625	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース

（平成26年 4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アイルランド	13,101,960,000	97.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	269,687,761	2.01
純資産総額		13,371,647,761	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アイルランド	4,451,124,000	98.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	46,556,775	1.03
純資産総額		4,497,680,775	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース

（平成26年 4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アイルランド	445,330,500	97.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	9,096,329	2.00
純資産総額		454,426,829	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アイルランド	166,460,000	97.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,669,725	2.15
純資産総額		170,129,725	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース

（平成26年 4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アイルランド	46,628,400	96.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,536,390	3.18
純資産総額		48,164,790	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アイルランド	48,541,800	96.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,581,410	3.15
純資産総額		50,123,210	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年 4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アイルランド	社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（円）連動債	21,500,000,000	93.06	20,007,900,000	93.0600	20,007,900,000	0.0000	2017.06.20	98.54

(注)上記銘柄は、表示上、利率0.0000%となっておりますが、実際には変動利付債券です。
投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成26年 4月30日現在)

種類	投資比率（%）
社債券	98.54
合計	98.54

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年 4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アイルランド	社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（豪ドル）連動債A	7,370,000,000	92.38	6,808,406,000	92.6600	6,829,042,000	0.0000	2017.06.20	97.60

(注)上記銘柄は、表示上、利率0.0000%となっておりますが、実際には変動利付債券です。
投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成26年 4月30日現在)

種類	投資比率（%）
社債券	97.60

合計	97.60
----	-------

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年 4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アイルランド	社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（豪ドル）連動債B	1,970,000,000	104.44	2,057,468,000	104.7600	2,063,772,000	0.0000	2017.06.20	97.85

(注)上記銘柄は、表示上、利率0.0000%となっておりますが、実際には変動利付債券です。
投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成26年 4月30日現在)

種類	投資比率（%）
社債券	97.85
合計	97.85

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年 4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アイルランド	社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（ブラジルリアル）連動債A	16,400,000,000	80.33	13,174,120,000	79.8900	13,101,960,000	0.0000	2017.06.20	97.98

(注)上記銘柄は、表示上、利率0.0000%となっておりますが、実際には変動利付債券です。
投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成26年 4月30日現在)

種類	投資比率（%）
社債券	97.98

合計	97.98
----	-------

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年 4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アイルランド	社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（ブラジルリアル）連動債B	4,980,000,000	89.88	4,476,024,000	89.3800	4,451,124,000	0.0000	2017.06.20	98.96

(注)上記銘柄は、表示上、利率0.0000%となっておりますが、実際には変動利付債券です。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成26年 4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
社債券	98.96
合計	98.96

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース

イ.評価額上位銘柄明細

(平成26年 4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アイルランド	社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（メキシコペソ）連動債A	465,000,000	95.53	444,214,500	95.7700	445,330,500	0.0000	2017.06.20	97.99

(注)上記銘柄は、表示上、利率0.0000%となっておりますが、実際には変動利付債券です。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

(平成26年 4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
社債券	97.99
合計	97.99

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース

イ.評価額上位銘柄明細

（平成26年 4月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アイルランド	社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（メキシコペソ）連動債B	164,000,000	101.25	166,050,000	101.5000	166,460,000	0.0000	2017.06.20	97.84

(注)上記銘柄は、表示上、利率0.0000%となっておりますが、実際には変動利付債券です。
投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

（平成26年 4月30日現在）

種類	投資比率（%）
社債券	97.84
合計	97.84

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース

イ.評価額上位銘柄明細

（平成26年 4月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アイルランド	社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（トルコリラ）連動債A	52,000,000	88.92	46,238,400	89.6700	46,628,400	0.0000	2017.06.20	96.81

(注)上記銘柄は、表示上、利率0.0000%となっておりますが、実際には変動利付債券です。
投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

（平成26年 4月30日現在）

種類	投資比率（%）
社債券	96.81
合計	96.81

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

イ.評価額上位銘柄明細

（平成26年 4月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アイルランド	社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII（トルコリラ）連動債B	51,000,000	94.38	48,133,800	95.1800	48,541,800	0.0000	2017.06.20	96.84

（注）上記銘柄は、表示上、利率0.0000%となっておりますが、実際には変動利付債券です。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

（平成26年 4月30日現在）

種類	投資比率（%）
社債券	96.84
合計	96.84

②【投資不動産物件】

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース

該当事項はありません。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成24年 9月27日）	6,611,216,231	6,650,356,511	1.0135	1.0195
第2特定期間末（平成25年 3月27日）	25,906,277,207	26,058,911,747	1.0184	1.0244
第3特定期間末（平成25年 9月27日）	28,137,091,472	28,339,596,432	0.9726	0.9796
第4特定期間末（平成26年 3月27日）	21,756,947,467	21,916,140,627	0.9567	0.9637
平成25年 4月末日	28,024,496,152	—	1.0253	—
5月末日	28,907,979,797	—	1.0161	—
6月末日	28,202,482,660	—	0.9726	—
7月末日	28,928,863,953	—	0.9849	—
8月末日	28,448,210,381	—	0.9675	—
9月末日	28,166,436,009	—	0.9726	—
10月末日	27,561,932,110	—	0.9793	—
11月末日	26,376,805,270	—	0.9678	—
12月末日	25,470,506,501	—	0.9631	—
平成26年 1月末日	24,426,883,753	—	0.9595	—
2月末日	22,916,052,736	—	0.9620	—
3月末日	21,438,153,946	—	0.9585	—
4月末日	20,303,265,688	—	0.9579	—

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成24年 9月27日）	4,948,954,244	5,023,310,144	0.9984	1.0134
第2特定期間末（平成25年 3月27日）	10,617,787,978	10,765,360,096	1.1656	1.1818
第3特定期間末（平成25年 9月27日）	8,076,910,577	8,217,436,631	1.0001	1.0175
第4特定期間末（平成26年 3月27日）	7,110,827,399	7,225,824,597	0.9523	0.9677
平成25年 4月末日	10,518,873,992	—	1.1903	—
5月末日	9,866,680,973	—	1.1350	—

6月末日	8,662,867,864	—	1.0067	—
7月末日	8,343,289,877	—	1.0055	—
8月末日	7,913,581,255	—	0.9497	—
9月末日	8,061,486,208	—	1.0017	—
10月末日	8,053,161,942	—	1.0066	—
11月末日	7,895,853,062	—	0.9823	—
12月末日	7,858,281,183	—	0.9722	—
平成26年 1月末日	7,397,078,600	—	0.9264	—
2月末日	7,246,262,868	—	0.9448	—
3月末日	7,162,085,750	—	0.9639	—
4月末日	6,996,895,166	—	0.9615	—

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成24年 9月27日）	2,164,497,850	2,185,843,950	1.0140	1.0240
第2特定期間末（平成25年 3月27日）	5,105,267,404	5,147,008,604	1.2231	1.2331
第3特定期間末（平成25年 9月27日）	3,433,349,633	3,473,847,297	1.0852	1.0980
第4特定期間末（平成26年 3月27日）	2,256,599,950	2,283,720,538	1.0650	1.0778
平成25年 4月末日	5,087,443,519	—	1.2554	—
5月末日	4,780,868,275	—	1.2039	—
6月末日	3,997,790,818	—	1.0745	—
7月末日	3,790,004,391	—	1.0792	—
8月末日	3,474,518,225	—	1.0245	—
9月末日	3,408,554,818	—	1.0869	—
10月末日	3,271,458,910	—	1.0987	—
11月末日	2,912,310,455	—	1.0784	—
12月末日	2,721,745,647	—	1.0737	—
平成26年 1月末日	2,455,910,677	—	1.0275	—
2月末日	2,432,734,878	—	1.0523	—
3月末日	2,256,787,993	—	1.0780	—
4月末日	2,109,006,625	—	1.0800	—

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成24年 9月27日）	13,607,028,223	13,889,563,963	0.9632	0.9832

第2特定期間末	(平成25年 3月27日)	27,577,323,327	28,067,949,727	1.0848	1.1041
第3特定期間末	(平成25年 9月27日)	21,919,017,833	22,446,351,938	0.8978	0.9194
第4特定期間末	(平成26年 3月27日)	14,316,216,926	14,625,114,340	0.8157	0.8333
	平成25年 4月末日	28,763,120,984	—	1.1258	—
	5月末日	27,892,535,073	—	1.0935	—
	6月末日	24,231,767,962	—	0.9438	—
	7月末日	23,303,552,273	—	0.9212	—
	8月末日	21,225,923,076	—	0.8486	—
	9月末日	21,911,719,906	—	0.9004	—
	10月末日	20,869,830,835	—	0.9128	—
	11月末日	18,855,266,928	—	0.8741	—
	12月末日	17,570,128,296	—	0.8543	—
	平成26年 1月末日	15,858,143,963	—	0.8028	—
	2月末日	15,285,093,984	—	0.8233	—
	3月末日	14,368,698,815	—	0.8282	—
	4月末日	13,371,647,761	—	0.8392	—

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース

期別		純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	（平成24年 9月27日）	4,479,766,995	4,548,412,200	0.9789	0.9939
第2特定期間末	（平成25年 3月27日）	10,452,215,919	10,590,292,149	1.1355	1.1505
第3特定期間末	（平成25年 9月27日）	7,336,496,723	7,467,832,305	0.9720	0.9894
第4特定期間末	（平成26年 3月27日）	4,743,372,999	4,834,281,794	0.9079	0.9253
	平成25年 4月末日	10,671,802,990	—	1.1837	—
	5月末日	10,151,175,155	—	1.1549	—
	6月末日	8,604,264,076	—	1.0024	—
	7月末日	8,080,578,638	—	0.9838	—
	8月末日	7,254,104,531	—	0.9123	—
	9月末日	7,309,019,756	—	0.9748	—
	10月末日	6,814,744,451	—	0.9942	—
	11月末日	6,129,189,435	—	0.9584	—
	12月末日	5,750,461,137	—	0.9431	—
	平成26年 1月末日	5,252,455,363	—	0.8887	—
	2月末日	5,054,121,225	—	0.9138	—
	3月末日	4,798,855,279	—	0.9220	—
	4月末日	4,497,680,775	—	0.9366	—

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 9月27日）	247,896,154	251,576,554	1.0103	1.0253
第2特定期間末（平成26年 3月27日）	441,627,098	448,724,932	0.9831	0.9989
平成25年 6月末日	49,994,914	—	0.9999	—
7月末日	147,552,983	—	1.0465	—
8月末日	185,292,011	—	0.9796	—
9月末日	261,617,335	—	1.0087	—
10月末日	329,897,979	—	1.0130	—
11月末日	360,861,083	—	1.0204	—
12月末日	399,287,723	—	1.0374	—
平成26年 1月末日	378,170,684	—	0.9825	—
2月末日	412,419,155	—	0.9836	—
3月末日	442,049,084	—	0.9884	—
4月末日	454,426,829	—	0.9814	—

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 9月27日）	191,721,463	193,593,463	1.0242	1.0342
第2特定期間末（平成26年 3月27日）	185,510,011	187,311,011	1.0300	1.0400
平成25年 6月末日	49,994,914	—	0.9999	—
7月末日	152,471,227	—	1.0508	—
8月末日	175,012,019	—	0.9877	—
9月末日	191,400,760	—	1.0224	—
10月末日	236,768,388	—	1.0321	—
11月末日	246,729,651	—	1.0450	—
12月末日	252,094,159	—	1.0677	—
平成26年 1月末日	246,228,776	—	1.0171	—
2月末日	248,095,896	—	1.0248	—
3月末日	194,060,202	—	1.0355	—
4月末日	170,129,725	—	1.0349	—

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 9月27日）	50,590,682	51,373,082	0.9699	0.9849

第2特定期間末	(平成26年 3月27日)	45,912,417	46,711,536	0.8790	0.8943
	平成25年 6月末日	49,994,914	—	0.9999	—
	7月末日	51,427,012	—	1.0234	—
	8月末日	48,826,751	—	0.9361	—
	9月末日	50,426,670	—	0.9668	—
	10月末日	50,949,644	—	0.9768	—
	11月末日	51,402,610	—	0.9853	—
	12月末日	50,670,214	—	0.9711	—
	平成26年 1月末日	45,618,310	—	0.8742	—
	2月末日	46,118,546	—	0.8838	—
	3月末日	46,765,947	—	0.8954	—
	4月末日	48,164,790	—	0.9222	—

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成25年 9月27日）	50,568,438	51,082,438	0.9838	0.9938
第2特定期間末（平成26年 3月27日）	47,464,019	47,978,019	0.9234	0.9334
平成25年 6月末日	49,994,914	—	0.9999	—
7月末日	51,402,332	—	1.0280	—
8月末日	48,555,415	—	0.9447	—
9月末日	50,402,416	—	0.9806	—
10月末日	51,208,146	—	0.9963	—
11月末日	51,950,810	—	1.0107	—
12月末日	51,469,408	—	1.0014	—
平成26年 1月末日	46,608,099	—	0.9068	—
2月末日	47,416,573	—	0.9225	—
3月末日	48,346,787	—	0.9406	—
4月末日	50,123,210	—	0.9752	—

②【分配の推移】

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	0.0180
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	0.0360
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	0.0390
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.0420

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	0.0450
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	0.0936
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	0.1008
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.0984

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	0.0300
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	0.0600
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	0.0684
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.0768

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	0.0600
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	0.1179
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	0.1227
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.1176

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	0.0450
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	0.0900
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	0.0972
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.1044

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	0.0450
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.0924

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	0.0300
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.0600

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	0.0450
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.0909

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	0.0300
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.0600

(注)各特定期間中の分配金の合計額を表示しています。

③【収益率の推移】

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	3.2
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	4.0
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	△0.7
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	2.7

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	4.3
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	26.1
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	△5.6
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	5.1

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	4.4
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	26.5
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	△5.7
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	5.2

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	2.3
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	24.9
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	△5.9
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	4.0

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース

期	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	2.4
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	25.2
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	△5.8
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	4.1

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	5.5
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	6.5

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	5.4
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	6.4

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	1.5
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0.0

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	1.4
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	△0.0

(注)収益率は各特定期間における騰落率を表示しており、当該特定期間中の分配金合計額を加算して計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	6,537,180,000	13,800,000
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	19,368,720,000	453,010,000
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	6,592,620,000	3,102,430,000
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	1,490,690,000	7,678,090,000

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	4,968,060,000	11,000,000
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	5,846,690,000	1,694,360,000
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	1,570,470,000	2,603,650,000
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	1,770,935,527	2,379,795,000

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	2,134,610,000	0
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	2,924,870,000	885,360,000
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	266,120,000	1,276,360,000
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	164,176,000	1,209,260,000

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	14,137,287,000	10,500,000
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	14,846,280,000	3,552,010,000
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	4,584,959,000	5,592,400,000
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	1,423,440,450	8,286,067,000

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成24年 7月 9日～平成24年 9月27日	4,576,347,000	0
第2特定期間	平成24年 9月28日～平成25年 3月27日	6,032,405,000	1,403,670,000
第3特定期間	平成25年 3月28日～平成25年 9月27日	798,690,000	2,455,750,000
第4特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	370,321,430	2,693,700,000

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	245,360,000	0
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	205,270,000	1,400,000

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	187,200,000	0
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	56,900,000	64,000,000

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	52,160,000	0
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	70,000	0

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	平成25年 6月25日～平成25年 9月27日	51,400,000	0
第2特定期間	平成25年 9月28日～平成26年 3月27日	0	0

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》

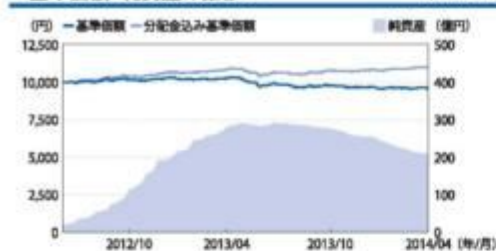
運用実績

2014年4月30日現在

円・1年更新コース

<基準価額・純資産の推移>

(2012年7月9日～2014年4月30日)



<分配の推移>

2014年4月	70円
2014年3月	70円
2014年2月	70円
2014年1月	70円
2013年12月	70円
直近1年累計	820円
設定来累計	1,420円

<主要な資産の状況>

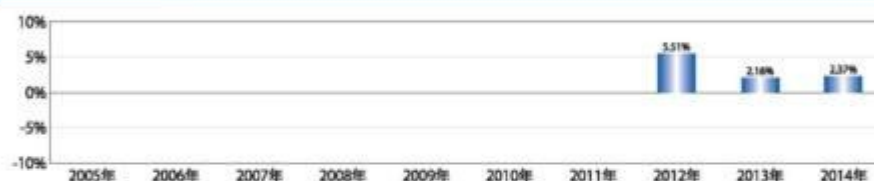
組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ(円)連動債	アイルランド	社債券	98.54%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金込み基準価額は、基準価額に設定年の分配金(税引前)を加えたものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、昔コースにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2012年については設定時から12月末まで、2014年については年初から4月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

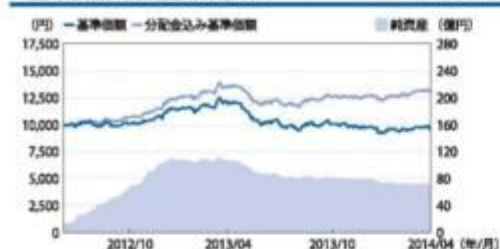
・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

2014年4月30日現在

豪ドル・6ヵ月更新コース

<基準価額・純資産の推移>

(2012年7月9日～2014年4月30日)



<分配の推移>

2014年4月	154円
2014年3月	154円
2014年2月	154円
2014年1月	154円
2013年12月	174円
直近1年累計	1,984円
設定来累計	3,532円

<主要な資産の状況>

組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
シンコウグローバル・ハインカム・ファンド・インデックスII(豪ドル)連動値A	アイルランド	社債券	97.60%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

<年間収益率の推移>

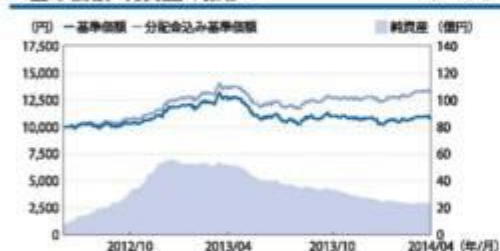
暦年ベース



豪ドル・1年更新コース

<基準価額・純資産の推移>

(2012年7月9日～2014年4月30日)



<分配の推移>

2014年4月	128円
2014年3月	128円
2014年2月	128円
2014年1月	128円
2013年12月	128円
直近1年累計	1,480円
設定来累計	2,480円

<主要な資産の状況>

組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
シンコウグローバル・ハインカム・ファンド・インデックスII(豪ドル)連動値B	アイルランド	社債券	97.85%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金込み基準価額は、基準価額に設定来の分配金(税引前)を加えたものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各コースにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2012年については設定時から12月末まで、2014年については年初から4月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

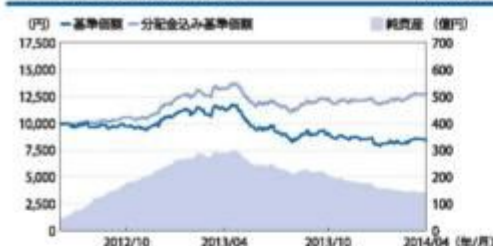
・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

運用実績

2014年4月30日現在

ブラジルレアル・6ヵ月更新コース

<基準価額・純資産の推移> (2012年7月9日～2014年4月30日)



<分配の推移>

2014年4月	176円
2014年3月	176円
2014年2月	176円
2014年1月	176円
2013年12月	216円
直近1年累計	2,386円
設定来累計	4,358円

<主要な資産の状況>

組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ(ブラジルレアル)連動債A	アイルランド	社債券	97.98%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

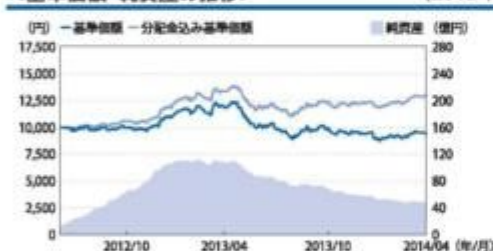
<年間収益率の推移>

暦年ベース



ブラジルレアル・1年更新コース

<基準価額・純資産の推移> (2012年7月9日～2014年4月30日)



<分配の推移>

2014年4月	174円
2014年3月	174円
2014年2月	174円
2014年1月	174円
2013年12月	174円
直近1年累計	2,040円
設定来累計	3,540円

<主要な資産の状況>

組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ(ブラジルレアル)連動債B	アイルランド	社債券	98.96%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金込み基準価額は、基準価額に設定率の分配金(税引前)を加えたものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各コースにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2012年については設定時から12月末まで、2014年については年初から4月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

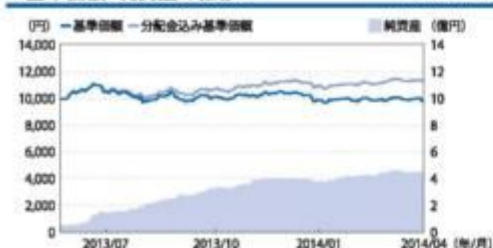
・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

2014年4月30日現在

メキシコペソ・6ヵ月更新コース

<基準価額・純資産の推移> (2013年6月25日～2014年4月30日)



<分配の推移>

2014年4月	158円
2014年3月	158円
2014年2月	158円
2014年1月	158円
2013年12月	150円
直近1年累計	1,532円
設定来累計	1,532円

<主要な資産の状況>

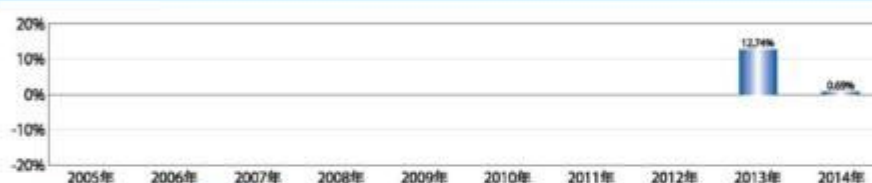
組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
シンコウ・グローバル・ハインカム・ファンド・インデックスII(メキシコペソ)連動値A	アイルランド	社債券	97.99%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

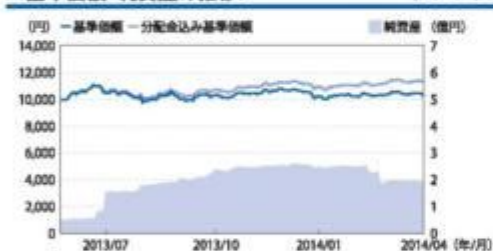
<年間収益率の推移>

暦年ベース



メキシコペソ・1年更新コース

<基準価額・純資産の推移> (2013年6月25日～2014年4月30日)



<分配の推移>

2014年4月	100円
2014年3月	100円
2014年2月	100円
2014年1月	100円
2013年12月	100円
直近1年累計	1,000円
設定来累計	1,000円

<主要な資産の状況>

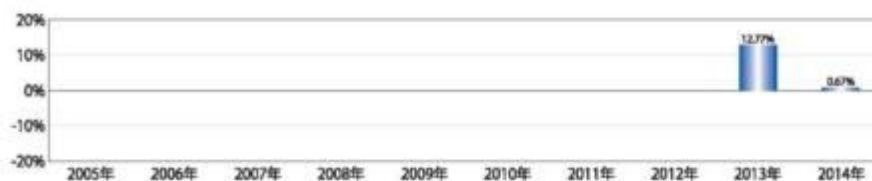
組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
シンコウ・グローバル・ハインカム・ファンド・インデックスII(メキシコペソ)連動値B	アイルランド	社債券	97.84%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金は1万円当たり・税引前の金額です。基準価額に設定率の分配金(税引前)を加えたものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各コースにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2013年については設定時から12月末まで、2014年については年初から4月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

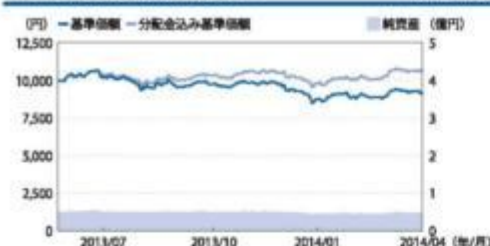
運用実績

2014年4月30日現在

トルコリラ・6ヵ月更新コース

<基準価額・純資産の推移>

(2013年6月25日～2014年4月30日)



<分配の推移>

2014年4月	153円
2014年3月	153円
2014年2月	153円
2014年1月	153円
2013年12月	150円
直近1年累計	1,512円
設定来累計	1,512円

<主要な資産の状況>

組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII(トルコリラ)連動債A	アイルランド	社債券	96.81%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

<年間収益率の推移>

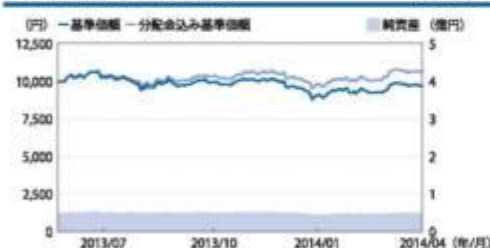
暦年ベース



トルコリラ・1年更新コース

<基準価額・純資産の推移>

(2013年6月25日～2014年4月30日)



<分配の推移>

2014年4月	100円
2014年3月	100円
2014年2月	100円
2014年1月	100円
2013年12月	100円
直近1年累計	1,000円
設定来累計	1,000円

<主要な資産の状況>

組入状況

銘柄名	国・地域	種類	純資産比率
シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスII(トルコリラ)連動債B	アイルランド	社債券	96.84%

※計理処理の関係上、純資産比率が一時的に100%を超える場合があります。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各コースにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2013年については設定時から12月末まで、2014年については年年初から4月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、メキシコペソコースならびにトルコリラコースそれぞれにおける「分配金受取コース」および「分配金再投資コー

ス」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日から起算して4営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）＊自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

・上記の＊には次の表の各コースの名称をあてはめてご覧ください。

円・1年更新コース	豪ドル・6ヵ月更新コース	ブラジルリアル・6ヵ月更新コース
	豪ドル・1年更新コース	ブラジルリアル・1年更新コース
メキシコペソ・6ヵ月更新コース	トルコリラ・6ヵ月更新コース	
メキシコペソ・1年更新コース	トルコリラ・1年更新コース	

- (ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

- ・申込日当日または翌営業日がロンドンの銀行の休業日となる日
- ・参照指数を構成する外国籍ファンドの休業日および投資信託財産の円滑運営の観点から委託者が別途指定する日

ただし、ブラジルリアルコースでは、以下に定める日についても、取得申し込みの受付は行いません。

- ・申込日の翌営業日がサンパウロの銀行の休業日となる日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

- (イ) 受益者は、円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、メキシコペソコースならびにトルコリラコースそれぞれにおける「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- (ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記

載または記録が行われます。

- (ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

- (ヘ) 委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・申込日当日または翌営業日がロンドンの銀行の休業日となる日
- ・参照指数を構成する外国籍ファンドの休業日および投資信託財産の円滑運営の観点から委託者が別途指定する日

ただし、ブラジルリアルコースでは、以下に定める日についても、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

- ・申込日の翌営業日がサンパウロの銀行の休業日となる日

- (ト) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- (チ) 上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

各コースの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
公社債等	原則として基準価額計算日 [※] における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算して評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

※外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

各コースの信託期間は、投資信託契約締結日から平成29年6月27日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

各コースの計算期間は、原則として毎月28日から翌月27日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより各コースの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、各コースにおいて、信託終了前に、投資を行った指数連動債が繰上償還となった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。こ

の場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ハ) 委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしています。

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c. 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更等

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c. 書面決議の手続き」の規定にしています。

(ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしています。

※この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c. 書面決議の手続き

(イ) 委託者は、上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b. 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各コースにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当

該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各コースのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ホ) 上記(イ)から(ニ)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各コースにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する各コースの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各コースにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約（上記「a. 信託の終了（投資信託契約の解約）」(ロ)の場合を除きます。）または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e. 運用報告書

各コースについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として3月、9月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、各コースにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における資産管理サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

k. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース
- ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース
- ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース
- ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルレアル・6ヵ月更新コース
- ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルレアル・1年更新コース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期特定期間（平成25年9月28日から平成26年3月27日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

- ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース
- ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース
- ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース
- ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第41条第1項により、平成25年6月25日から平成25年7月29日までであります。第2期計算期間は、平成25年7月30日から平成25年8月27日まで、第3

期計算期間は、平成25年8月28日から平成25年9月27日であります。

第1期特定期間は、平成25年6月25日から平成25年9月27日までであります。

- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期特定期間（平成25年9月28日から平成26年3月27日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース】

（１）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	953,487,507	464,210,388
社債券	27,633,462,000	21,125,056,000
未収入金	-	529,061,470
未収利息	834	613
その他未収収益	7,106,167	15,170,211
流動資産合計	28,594,056,508	22,133,498,682
資産合計	28,594,056,508	22,133,498,682
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	202,504,960	159,193,160
未払解約金	223,172,835	195,063,010
未払受託者報酬	760,636	541,885
未払委託者報酬	30,425,452	21,675,321
その他未払費用	101,153	77,839
流動負債合計	456,965,036	376,551,215
負債合計	456,965,036	376,551,215
純資産の部		
元本等		
元本	28,929,280,000	22,741,880,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△792,188,528	△984,932,533
（分配準備積立金）	409,225,573	374,043,967
元本等合計	28,137,091,472	21,756,947,467
純資産合計	28,137,091,472	21,756,947,467
負債純資産合計	28,594,056,508	22,133,498,682

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
営業収益		
受取利息	1,436,825,977	1,332,454,883
有価証券売買等損益	△1,487,914,590	△489,910,430
その他収益	8,234,974	8,064,044
営業収益合計	△42,853,639	850,608,497
営業費用		
受託者報酬	4,485,951	3,990,413
委託者報酬	179,438,027	159,616,260
その他費用	1,105,200	1,066,596
営業費用合計	185,029,178	164,673,269
営業利益	△227,882,817	685,935,228
経常利益	△227,882,817	685,935,228
当期純利益	△227,882,817	685,935,228
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	591,965	1,741,053
期首剰余金又は期首欠損金（△）	467,187,207	△792,188,528
剰余金増加額又は欠損金減少額	158,344,870	249,786,742
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	63,111,374	249,786,742
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	95,233,496	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	67,599,323	42,363,672
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,673,667	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,925,656	42,363,672
分配金	1,121,646,500	1,084,361,250
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△792,188,528	△984,932,533

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 28,929,280,000口	1. 特定期間末日における受益権の総数 22,741,880,000口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 792,188,528円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 984,932,533円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9726円 (1万口当たり純資産額) (9,726円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9567円 (1万口当たり純資産額) (9,567円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1. その他収益	消費税還付金であります。	—
2. 分配金の計算過程	第10期（自 平成25年 3月28日 至 平成25年 4月30日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（200,142,499円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（672,295,024円）及び分配準備積立金（271,840,272円）より分配対象収益は1,144,277,795円（1万口当たり418.64円）であり、うち163,992,480円（1万口当たり60円）を分配しております。	第16期（自 平成25年 9月28日 至 平成25年10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（220,688,974円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（770,079,399円）及び分配準備積立金（395,043,959円）より分配対象収益は1,385,812,332円（1万口当たり490.86円）であり、うち197,615,880円（1万口当たり70円）を分配しております。

第11期（自 平成25年 5月 1日 至 平成25年 5月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（208,994,484円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（715,877,955円）及び分配準備積立金（305,486,099円）より分配対象収益は1,230,358,538円（1万口当たり434.23円）であり、うち169,998,120円（1万口当たり60円）を分配しております。 第12期（自 平成25年 5月28日 至 平成25年 6月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（211,468,411円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（747,372,099円）及び分配準備積立金（339,132,076円）より分配対象収益は1,297,972,586円（1万口当たり448.65円）であり、うち173,577,120円（1万口当たり60円）を分配しております。 第13期（自 平成25年 6月28日 至 平成25年 7月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（233,403,691円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（775,281,713円）及び分配準備積立金（370,479,808円）より分配対象収益は1,379,165,212円（1万口当たり469.25円）であり、うち205,723,980円（1万口当たり70円）を分配しております。 第14期（自 平成25年 7月30日 至 平成25年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（217,069,788円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（785,186,699円）及び分配準備積立金（391,125,705円）より分配対象収益は1,393,382,192円（1万口当たり473.81円）であり、うち205,849,840円（1万口当たり70円）を分配しております。 第15期（自 平成25年 8月28日 至 平成25年 9月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（225,535,358円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（783,564,366円）及び分配準備積立金（386,195,175円）より分配対象収益は1,395,294,899円（1万口当たり482.30円）であり、うち202,504,960円（1万口当たり70円）を分配しております。	第17期（自 平成25年10月29日 至 平成25年11月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（203,061,783円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（758,866,788円）及び分配準備積立金（400,706,290円）より分配対象収益は1,362,634,861円（1万口当たり495.54円）であり、うち192,476,690円（1万口当たり70円）を分配しております。 第18期（自 平成25年11月28日 至 平成25年12月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（198,120,587円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（736,920,113円）及び分配準備積立金（389,621,993円）より分配対象収益は1,324,662,693円（1万口当たり500.86円）であり、うち185,126,410円（1万口当たり70円）を分配しております。 第19期（自 平成25年12月28日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（194,383,196円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（725,892,441円）及び分配準備積立金（393,866,013円）より分配対象収益は1,314,141,650円（1万口当たり505.91円）であり、うち181,821,430円（1万口当たり70円）を分配しております。 第20期（自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（177,635,856円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（674,757,961円）及び分配準備積立金（373,227,856円）より分配対象収益は1,225,621,673円（1万口当たり510.26円）であり、うち168,127,680円（1万口当たり70円）を分配しております。 第21期（自 平成26年 2月28日 至 平成26年 3月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（171,652,070円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（639,739,917円）及び分配準備積立金（361,585,057円）より分配対象収益は1,172,977,044円（1万口当たり515.76円）であり、うち159,193,160円（1万口当たり70円）を分配しております。
---	---

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
社債券	同左
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
期首元本額	25,439,090,000円	28,929,280,000円
期中追加設定元本額	6,592,620,000円	1,490,690,000円
期中一部解約元本額	3,102,430,000円	7,678,090,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	168,233,380	△118,144,000
合計	168,233,380	△118,144,000

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（円）連動債	22,720,000,000	21,125,056,000	
合計		22,720,000,000	21,125,056,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース】

（１）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	396,428,807	251,806,270
社債券	7,885,287,000	6,967,620,000
未収入金	77,522,160	82,176,930
未収利息	347	332
その他未収収益	2,402,572	4,800,139
流動資産合計	8,361,640,886	7,306,403,671
資産合計	8,361,640,886	7,306,403,671
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	140,526,054	114,997,198
未払解約金	135,209,270	73,388,405
未払受託者報酬	218,682	174,769
未払委託者報酬	8,747,229	6,990,802
その他未払費用	29,074	25,098
流動負債合計	284,730,309	195,576,272
負債合計	284,730,309	195,576,272
純資産の部		
元本等		
元本	8,076,210,000	7,467,350,527
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	700,577	△356,523,128
（分配準備積立金）	1,078,875,767	822,513,098
元本等合計	8,076,910,577	7,110,827,399
純資産合計	8,076,910,577	7,110,827,399
負債純資産合計	8,361,640,886	7,306,403,671

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
営業収益		
受取利息	953,215,446	863,917,556
有価証券売買等損益	△1,445,684,290	△425,616,280
その他収益	2,894,184	2,397,567
営業収益合計	△489,574,660	440,698,843
営業費用		
受託者報酬	1,474,980	1,214,201
委託者報酬	58,999,113	48,568,242
その他費用	379,967	348,288
営業費用合計	60,854,060	50,130,731
営業利益	△550,428,720	390,568,112
経常利益	△550,428,720	390,568,112
当期純利益	△550,428,720	390,568,112
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,732,591	6,140,187
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,508,397,978	700,577
剰余金増加額又は欠損金減少額	114,764,649	68,846,674
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,296,062	58,808,364
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	94,468,587	10,038,310
剰余金減少額又は欠損金増加額	211,113,063	33,917,584
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	203,834,840	3,685,973
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,278,223	30,231,611
分配金	853,187,676	776,580,720
期末剰余金又は期末欠損金（△）	700,577	△356,523,128

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 8,076,210,000口	1. 特定期間末日における受益権の総数 7,467,350,527口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 —	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 356,523,128円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0001円 (1万口当たり純資産額) (10,001円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9523円 (1万口当たり純資産額) (9,523円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
分配金の計算過程	第10期（自 平成25年 3月28日 至 平成25年 4月30日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（151,173,824円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（200,552,560円）、信託約款に定める収益調整金（414,314,775円）及び分配準備積立金（1,144,688,771円）より分配対象収益は1,910,729,930円（1万口当たり2,162.17円）であり、うち143,159,238円（1万口当たり162円）を分配しております。	第16期（自 平成25年 9月28日 至 平成25年10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（145,268,716円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（628,923,376円）及び分配準備積立金（1,022,690,230円）より分配対象収益は1,796,882,322円（1万口当たり2,240.22円）であり、うち139,564,704円（1万口当たり174円）を分配しております。

第11期（自 平成25年 5月 1日 至 平成25年 5月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（145,053,882円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（423,954,870円）及び分配準備積立金（1,312,817,099円）より分配対象収益は1,881,825,851円（1万口当たり2,168.50円）であり、うち140,582,466円（1万口当たり162円）を分配しております。 第12期（自 平成25年 5月28日 至 平成25年 6月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（140,596,421円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（479,266,137円）及び分配準備積立金（1,249,186,028円）より分配対象収益は1,869,048,586円（1万口当たり2,173.82円）であり、うち139,286,304円（1万口当たり162円）を分配しております。 第13期（自 平成25年 6月28日 至 平成25年 7月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（153,992,150円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（497,189,608円）及び分配準備積立金（1,172,793,296円）より分配対象収益は1,823,975,054円（1万口当たり2,199.96円）であり、うち144,260,616円（1万口当たり174円）を分配しております。 第14期（自 平成25年 7月30日 至 平成25年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（150,606,519円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（558,364,879円）及び分配準備積立金（1,137,378,588円）より分配対象収益は1,846,349,986円（1万口当たり2,209.91円）であり、うち145,372,998円（1万口当たり174円）を分配しております。 第15期（自 平成25年 8月28日 至 平成25年 9月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（152,712,020円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（579,886,264円）及び分配準備積立金（1,066,689,801円）より分配対象収益は1,799,288,085円（1万口当たり2,227.86円）であり、うち140,526,054円（1万口当たり174円）を分配しております。	第17期（自 平成25年10月29日 至 平成25年11月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（144,599,586円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（692,256,750円）及び分配準備積立金（968,148,787円）より分配対象収益は1,805,005,123円（1万口当たり2,250.28円）であり、うち139,568,880円（1万口当たり174円）を分配しております。 第18期（自 平成25年11月28日 至 平成25年12月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（145,271,542円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（757,494,581円）及び分配準備積立金（923,757,299円）より分配対象収益は1,826,523,422円（1万口当たり2,259.74円）であり、うち140,640,720円（1万口当たり174円）を分配しております。 第19期（自 平成25年12月28日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（126,703,379円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（761,264,599円）及び分配準備積立金（915,718,915円）より分配対象収益は1,803,686,893円（1万口当たり2,244.62円）であり、うち123,746,958円（1万口当たり154円）を分配しております。 第20期（自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（122,725,584円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（750,443,157円）及び分配準備積立金（853,640,014円）より分配対象収益は1,726,808,755円（1万口当たり2,252.43円）であり、うち118,062,260円（1万口当たり154円）を分配しております。 第21期（自 平成26年 2月28日 至 平成26年 3月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（119,220,919円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（749,923,508円）及び分配準備積立金（818,289,377円）より分配対象収益は1,687,433,804円（1万口当たり2,259.73円）であり、うち114,997,198円（1万口当たり154円）を分配しております。
--	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
社債券	同左
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
期首元本額	9,109,390,000円	8,076,210,000円
期中追加設定元本額	1,570,470,000円	1,770,935,527円
期中一部解約元本額	2,603,650,000円	2,379,795,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	276,078,390	11,385,000
合計	276,078,390	11,385,000

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・ インデックスⅡ（豪ドル）連動債A	7,590,000,000	6,967,620,000	
合計		7,590,000,000	6,967,620,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	103,637,647	75,174,449
社債券	3,332,700,000	2,200,929,000
未収入金	42,281,920	30,971,100
未収利息	90	99
その他未収収益	1,137,101	2,051,986
流動資産合計	3,479,756,758	2,309,126,634
資産合計	3,479,756,758	2,309,126,634
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	40,497,664	27,120,588
未払解約金	2,053,130	23,067,016
未払受託者報酬	93,755	56,852
未払委託者報酬	3,750,118	2,274,069
その他未払費用	12,458	8,159
流動負債合計	46,407,125	52,526,684
負債合計	46,407,125	52,526,684
純資産の部		
元本等		
元本	3,163,880,000	2,118,796,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	269,469,633	137,803,950
（分配準備積立金）	648,823,699	420,851,303
元本等合計	3,433,349,633	2,256,599,950
純資産合計	3,433,349,633	2,256,599,950
負債純資産合計	3,479,756,758	2,309,126,634

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
営業収益		
受取利息	300,050,280	228,800,346
有価証券売買等損益	△557,334,610	△66,645,480
その他収益	1,381,308	914,885
営業収益合計	△255,903,022	163,069,751
営業費用		
受託者報酬	684,481	442,187
委託者報酬	27,379,034	17,687,616
その他費用	202,415	166,683
営業費用合計	28,265,930	18,296,486
営業利益	△284,168,952	144,773,265
経常利益	△284,168,952	144,773,265
当期純利益	△284,168,952	144,773,265
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△18,339,134	1,989,543
期首剰余金又は期首欠損金（△）	931,147,404	269,469,633
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,224,028	14,192,175
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,224,028	14,192,175
剰余金減少額又は欠損金増加額	181,818,133	94,536,162
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	181,818,133	94,536,162
分配金	246,253,848	194,105,418
期末剰余金又は期末欠損金（△）	269,469,633	137,803,950

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 3,163,880,000口	1. 特定期間末日における受益権の総数 2,118,796,000口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0852円 (1万口当たり純資産額) (10,852円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0650円 (1万口当たり純資産額) (10,650円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
分配金の計算過程	第10期（自 平成25年 3月28日 至 平成25年 4月30日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,719,545円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（121,385,699円）、信託約款に定める収益調整金（172,535,845円）及び分配準備積立金（732,906,630円）より分配対象収益は1,075,547,719円（1万口当たり2,654.06円）であり、うち40,524,200円（1万口当たり100円）を分配しております。	第16期（自 平成25年 9月28日 至 平成25年10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（41,837,118円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（174,274,573円）及び分配準備積立金（606,225,498円）より分配対象収益は822,337,189円（1万口当たり2,747.09円）であり、うち38,316,416円（1万口当たり128円）を分配しております。

第11期（自 平成25年 5月 1日 至 平成25年 5月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（44,675,577円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（169,196,300円）及び分配準備積立金（838,640,395円）より分配対象収益は1,052,512,272円（1万口当たり2,653.71円）であり、うち39,661,700円（1万口当たり100円）を分配しております。 第12期（自 平成25年 5月28日 至 平成25年 6月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（41,158,714円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（172,656,462円）及び分配準備積立金（770,358,498円）より分配対象収益は984,173,674円（1万口当たり2,667.03円）であり、うち36,901,100円（1万口当たり100円）を分配しております。 第13期（自 平成25年 6月28日 至 平成25年 7月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（50,018,326円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（179,734,861円）及び分配準備積立金（725,637,135円）より分配対象収益は955,390,322円（1万口当たり2,709.66円）であり、うち45,130,880円（1万口当たり128円）を分配しております。 第14期（自 平成25年 7月30日 至 平成25年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（46,293,528円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（177,536,349円）及び分配準備積立金（700,638,035円）より分配対象収益は924,467,912円（1万口当たり2,717.86円）であり、うち43,538,304円（1万口当たり128円）を分配しております。 第15期（自 平成25年 8月28日 至 平成25年 9月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（45,300,873円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（175,676,082円）及び分配準備積立金（644,020,490円）より分配対象収益は864,997,445円（1万口当たり2,733.96円）であり、うち40,497,664円（1万口当たり128円）を分配しております。	第17期（自 平成25年10月29日 至 平成25年11月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,389,290円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（171,048,134円）及び分配準備積立金（554,647,407円）より分配対象収益は763,084,831円（1万口当たり2,754.82円）であり、うち35,455,744円（1万口当たり128円）を分配しております。 第18期（自 平成25年11月28日 至 平成25年12月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,053,799円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（166,765,172円）及び分配準備積立金（499,390,211円）より分配対象収益は700,209,182円（1万口当たり2,762.33円）であり、うち32,445,849円（1万口当たり128円）を分配しております。 第19期（自 平成25年12月28日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（32,971,609円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（159,853,951円）及び分配準備積立金（480,196,437円）より分配対象収益は673,021,997円（1万口当たり2,770.04円）であり、うち31,099,289円（1万口当たり128円）を分配しております。 第20期（自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（32,322,895円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（155,156,115円）及び分配準備積立金（457,365,832円）より分配対象収益は644,844,842円（1万口当たり2,782.14円）であり、うち29,667,532円（1万口当たり128円）を分配しております。 第21期（自 平成26年 2月28日 至 平成26年 3月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（29,666,939円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（144,217,914円）及び分配準備積立金（418,304,952円）より分配対象収益は592,189,805円（1万口当たり2,794.91円）であり、うち27,120,588円（1万口当たり128円）を分配しております。
--	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
社債券	同左
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
期首元本額	4,174,120,000円	3,163,880,000円
期中追加設定元本額	266,120,000円	164,176,000円
期中一部解約元本額	1,276,360,000円	1,209,260,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	135,135,000	12,567,000
合計	135,135,000	12,567,000

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・ インデックスⅡ（豪ドル）連動債B	2,130,000,000	2,200,929,000	
合計		2,130,000,000	2,200,929,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,123,455,063	579,918,110
社債券	21,406,068,000	14,085,197,000
未収入金	224,125,980	162,183,840
未収利息	983	766
その他未収収益	6,614,543	12,440,254
流動資産合計	22,760,264,569	14,839,739,970
資産合計	22,760,264,569	14,839,739,970
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	527,334,105	308,897,414
未払解約金	289,728,866	199,781,725
未払受託者報酬	587,942	360,784
未払委託者報酬	23,517,636	14,431,301
その他未払費用	78,187	51,820
流動負債合計	841,246,736	523,523,044
負債合計	841,246,736	523,523,044
純資産の部		
元本等		
元本	24,413,616,000	17,550,989,450
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,494,598,167	△3,234,772,524
（分配準備積立金）	2,425,917,122	1,719,733,324
元本等合計	21,919,017,833	14,316,216,926
純資産合計	21,919,017,833	14,316,216,926
負債純資産合計	22,760,264,569	14,839,739,970

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
営業収益		
受取利息	3,386,454,301	2,699,150,909
有価証券売買等損益	△4,890,733,400	△1,883,792,090
その他収益	7,897,154	5,825,711
営業収益合計	△1,496,381,945	821,184,530
営業費用		
受託者報酬	4,044,470	2,827,082
委託者報酬	161,778,558	113,083,317
その他費用	1,003,370	833,391
営業費用合計	166,826,398	116,743,790
営業利益	△1,663,208,343	704,440,740
経常利益	△1,663,208,343	704,440,740
当期純利益	△1,663,208,343	704,440,740
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	46,943,575	△42,579,366
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,156,266,327	△2,494,598,167
剰余金増加額又は欠損金減少額	577,564,710	1,105,513,258
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	341,881,266	1,105,513,258
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	235,683,444	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	417,013,075	183,907,344
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	251,397,441	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	165,615,634	183,907,344
分配金	3,101,264,211	2,408,800,377
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,494,598,167	△3,234,772,524

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 24,413,616,000口	1. 特定期間末日における受益権の総数 17,550,989,450口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,494,598,167円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,234,772,524円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8978円 (1万口当たり純資産額) (8,978円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8157円 (1万口当たり純資産額) (8,157円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
分配金の計算過程	第10期（自 平成25年 3月28日 至 平成25年 4月30日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（514,785,985円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（305,229,901円）、信託約款に定める収益調整金（1,378,634,607円）及び分配準備積立金（2,478,946,512円）より分配対象収益は4,677,597,005円（1万口当たり1,830.74円）であり、うち493,117,258円（1万口当たり193円）を分配しております。	第16期（自 平成25年 9月28日 至 平成25年10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（529,208,826円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,662,301,883円）及び分配準備積立金（2,290,995,183円）より分配対象収益は4,482,505,892円（1万口当たり1,920.98円）であり、うち504,018,979円（1万口当たり216円）を分配しております。

第11期（自 平成25年 5月 1日 至 平成25年 5月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（506,913,038円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,441,659,801円）及び分配準備積立金（2,754,267,158円）より分配対象収益は4,702,839,997円（1万口当たり1,838.37円）であり、うち493,717,102円（1万口当たり193円）を分配しております。 第12期（自 平成25年 5月28日 至 平成25年 6月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（503,164,714円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,563,158,217円）及び分配準備積立金（2,668,709,834円）より分配対象収益は4,735,032,765円（1万口当たり1,845.90円）であり、うち495,069,839円（1万口当たり193円）を分配しております。 第13期（自 平成25年 6月28日 至 平成25年 7月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（562,667,950円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,648,555,355円）及び分配準備積立金（2,563,226,497円）より分配対象収益は4,774,449,802円（1万口当たり1,878.36円）であり、うち549,026,791円（1万口当たり216円）を分配しております。 第14期（自 平成25年 7月30日 至 平成25年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（567,663,773円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,694,429,570円）及び分配準備積立金（2,489,961,341円）より分配対象収益は4,752,054,684円（1万口当たり1,890.30円）であり、うち542,999,116円（1万口当たり216円）を分配しております。 第15期（自 平成25年 8月28日 至 平成25年 9月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（567,596,886円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,707,194,324円）及び分配準備積立金（2,385,654,341円）より分配対象収益は4,660,445,551円（1万口当たり1,908.93円）であり、うち527,334,105円（1万口当たり216円）を分配しております。	第17期（自 平成25年10月29日 至 平成25年11月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（488,873,094円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,584,371,612円）及び分配準備積立金（2,125,511,201円）より分配対象収益は4,198,755,907円（1万口当たり1,931.72円）であり、うち469,487,912円（1万口当たり216円）を分配しております。 第18期（自 平成25年11月28日 至 平成25年12月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（468,407,830円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,528,808,365円）及び分配準備積立金（2,001,739,217円）より分配対象収益は3,998,955,412円（1万口当たり1,944.48円）であり、うち444,217,612円（1万口当たり216円）を分配しております。 第19期（自 平成25年12月28日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（366,891,780円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,511,634,786円）及び分配準備積立金（1,967,223,822円）より分配対象収益は3,845,750,388円（1万口当たり1,911.81円）であり、うち354,035,153円（1万口当たり176円）を分配しております。 第20期（自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（340,371,024円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,425,609,576円）及び分配準備積立金（1,812,907,402円）より分配対象収益は3,578,888,002円（1万口当たり1,919.52円）であり、うち328,143,307円（1万口当たり176円）を分配しております。 第21期（自 平成26年 2月28日 至 平成26年 3月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（322,592,842円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,354,639,778円）及び分配準備積立金（1,706,037,896円）より分配対象収益は3,383,270,516円（1万口当たり1,927.67円）であり、うち308,897,414円（1万口当たり176円）を分配しております。
--	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
社債券	同左
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
期首元本額	25,421,057,000円	24,413,616,000円
期中追加設定元本額	4,584,959,000円	1,423,440,450円
期中一部解約元本額	5,592,400,000円	8,286,067,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	1,642,422,000	△183,113,000
合計	1,642,422,000	△183,113,000

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（ブラジルリアル）連動債A	18,130,000,000	14,085,197,000	
合計		18,130,000,000	14,085,197,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	318,038,651	167,832,503
社債券	7,138,416,000	4,673,669,000
未収入金	65,516,990	68,953,920
未収利息	278	221
その他未収収益	2,396,300	4,318,634
流動資産合計	7,524,368,219	4,914,774,278
資産合計	7,524,368,219	4,914,774,278
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	131,335,582	90,908,795
未払解約金	48,455,550	75,566,230
未払受託者報酬	196,447	119,733
未払委託者報酬	7,857,801	4,789,326
その他未払費用	26,116	17,195
流動負債合計	187,871,496	171,401,279
負債合計	187,871,496	171,401,279
純資産の部		
元本等		
元本	7,548,022,000	5,224,643,430
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△211,525,277	△481,270,431
（分配準備積立金）	1,250,129,122	851,036,187
元本等合計	7,336,496,723	4,743,372,999
純資産合計	7,336,496,723	4,743,372,999
負債純資産合計	7,524,368,219	4,914,774,278

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
営業収益		
受取利息	938,579,495	732,140,104
有価証券売買等損益	△1,473,845,590	△449,437,240
その他収益	2,900,575	1,922,334
営業収益合計	△532,365,520	284,625,198
営業費用		
受託者報酬	1,445,872	929,410
委託者報酬	57,834,592	37,176,392
その他費用	380,806	307,193
営業費用合計	59,661,270	38,412,995
営業利益	△592,026,790	246,212,203
経常利益	△592,026,790	246,212,203
当期純利益	△592,026,790	246,212,203
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	11,275,725	△6,373,205
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,247,133,919	△211,525,277
剰余金増加額又は欠損金減少額	128,381,948	128,922,112
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,287,307	128,922,112
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	61,094,641	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	173,412,271	17,787,846
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	163,662,824	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,749,447	17,787,846
分配金	810,326,358	633,464,828
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△211,525,277	△481,270,431

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 7,548,022,000口	1. 特定期間末日における受益権の総数 5,224,643,430口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 211,525,277円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 481,270,431円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9720円 (1万口当たり純資産額) (9,720円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9079円 (1万口当たり純資産額) (9,079円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
分配金の計算過程	第10期（自 平成25年 3月28日 至 平成25年 4月30日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（155,439,916円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（192,622,666円）、信託約款に定める収益調整金（357,727,462円）及び分配準備積立金（1,333,811,162円）より分配対象収益は2,039,601,206円（1万口当たり2,262.34円）であり、うち135,229,980円（1万口当たり150円）を分配しております。	第16期（自 平成25年 9月28日 至 平成25年10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（129,655,820円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（387,364,746円）及び分配準備積立金（1,142,144,092円）より分配対象収益は1,659,164,658円（1万口当たり2,379.06円）であり、うち121,346,938円（1万口当たり174円）を分配しております。

第11期（自 平成25年 5月 1日 至 平成25年 5月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（145,353,626円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（6,286,097円）、信託約款に定める収益調整金（365,870,640円）及び分配準備積立金（1,490,623,612円）より分配対象収益は2,008,133,975円（1万口当たり2,285.76円）であり、うち131,779,980円（1万口当たり150円）を分配しております。	第17期（自 平成25年10月29日 至 平成25年11月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（119,727,046円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（378,791,889円）及び分配準備積立金（1,061,465,033円）より分配対象収益は1,559,983,968円（1万口当たり2,389.87円）であり、うち113,577,490円（1万口当たり174円）を分配しております。
第12期（自 平成25年 5月28日 至 平成25年 6月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（141,107,778円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（385,759,567円）及び分配準備積立金（1,457,562,106円）より分配対象収益は1,984,429,451円（1万口当たり2,300.73円）であり、うち129,377,430円（1万口当たり150円）を分配しております。	第18期（自 平成25年11月28日 至 平成25年12月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（112,643,237円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（358,032,469円）及び分配準備積立金（993,168,002円）より分配対象収益は1,463,843,708円（1万口当たり2,400.82円）であり、うち106,091,140円（1万口当たり174円）を分配しております。
第13期（自 平成25年 6月28日 至 平成25年 7月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（151,650,289円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（399,196,030円）及び分配準備積立金（1,368,702,280円）より分配対象収益は1,919,548,599円（1万口当たり2,336.41円）であり、うち142,953,562円（1万口当たり174円）を分配しております。	第19期（自 平成25年12月28日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（110,625,414円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（365,131,281円）及び分配準備積立金（974,344,560円）より分配対象収益は1,450,101,255円（1万口当たり2,412.98円）であり、うち104,566,030円（1万口当たり174円）を分配しております。
第14期（自 平成25年 7月30日 至 平成25年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（147,763,077円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（408,082,848円）及び分配準備積立金（1,328,050,864円）より分配対象収益は1,883,896,789円（1万口当たり2,347.27円）であり、うち139,649,824円（1万口当たり174円）を分配しております。	第20期（自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（103,336,178円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（352,339,422円）及び分配準備積立金（895,975,934円）より分配対象収益は1,351,651,534円（1万口当たり2,425.23円）であり、うち96,974,435円（1万口当たり174円）を分配しております。
第15期（自 平成25年 8月28日 至 平成25年 9月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（144,183,815円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（404,118,453円）及び分配準備積立金（1,237,280,889円）より分配対象収益は1,785,583,157円（1万口当たり2,365.61円）であり、うち131,335,582円（1万口当たり174円）を分配しております。	第21期（自 平成26年 2月28日 至 平成26年 3月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（98,141,886円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（332,429,466円）及び分配準備積立金（843,803,096円）より分配対象収益は1,274,374,448円（1万口当たり2,439.15円）であり、うち90,908,795円（1万口当たり174円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
---------------------------	---------------------------

1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 同左
--	--

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自 平成25年 3月28日 至 平成25年 9月27日	第4期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
期首元本額	9,205,082,000円	7,548,022,000円
期中追加設定元本額	798,690,000円	370,321,430円
期中一部解約元本額	2,455,750,000円	2,693,700,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第3期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第4期特定期間末 平成26年 3月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	592,836,000	△50,666,000
合計	592,836,000	△50,666,000

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（ブラジルリアル）連動債Ｂ	5,390,000,000	4,673,669,000	
合計		5,390,000,000	4,673,669,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース】

（１）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,659,894	16,206,256
社債券	256,065,000	432,824,700
未収利息	12	21
その他未収収益	12,052	114,890
流動資産合計	270,736,958	449,145,867
資産合計	270,736,958	449,145,867
負債の部		
流動負債		
未払金	18,913,002	-
未払収益分配金	3,680,400	7,097,834
未払受託者報酬	6,016	10,232
未払委託者報酬	240,599	409,240
その他未払費用	787	1,463
流動負債合計	22,840,804	7,518,769
負債合計	22,840,804	7,518,769
純資産の部		
元本等		
元本	245,360,000	449,230,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,536,154	△7,602,902
（分配準備積立金）	3,199,569	4,331,944
元本等合計	247,896,154	441,627,098
純資産合計	247,896,154	441,627,098
負債純資産合計	270,736,958	449,145,867

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
営業収益		
受取利息	9,083,655	38,835,063
有価証券売買等損益	△5,622,248	△12,487,456
その他収益	12,052	102,838
営業収益合計	3,473,459	26,450,445
営業費用		
受託者報酬	12,345	57,893
委託者報酬	493,867	2,315,653
その他費用	56,160	97,417
営業費用合計	562,372	2,470,963
営業利益	2,911,087	23,979,482
経常利益	2,911,087	23,979,482
当期純利益	2,911,087	23,979,482
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	23
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	2,536,154
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,398,627	2,396,608
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	6,183
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,398,627	2,390,425
剰余金減少額又は欠損金増加額	269,760	774,637
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	269,760	774,637
分配金	8,503,800	35,740,486
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,536,154	△7,602,902

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 245,360,000口	1. 特定期間末日における受益権の総数 449,230,000口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 —	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,602,902円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0103円 (1万口当たり純資産額) (10,103円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9831円 (1万口当たり純資産額) (9,831円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
分配金の計算過程	第1期（自 平成25年 6月25日 至 平成25年 7月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,227,647円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,988,574円）、信託約款に定める収益調整金（7,097,820円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は12,314,041円（1万口当たり873.31円）であり、うち2,115,000円（1万口当たり150円）を分配しております。	第4期（自 平成25年 9月28日 至 平成25年 10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,617,680円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（11,331,158円）及び分配準備積立金（3,199,569円）より分配対象収益は19,148,407円（1万口当たり591.24円）であり、うち4,857,900円（1万口当たり150円）を分配しております。

第2期（自 平成25年 7月30日 至 平成25年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,440,688円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,554,725円）及び分配準備積立金（3,101,221円）より分配対象収益は10,096,634円（1万口当たり559.17円）であり、うち2,708,400円（1万口当たり150円）を分配しております。 第3期（自 平成25年 8月28日 至 平成25年 9月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,046,460円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,296,760円）及び分配準備積立金（2,833,509円）より分配対象収益は14,176,729円（1万口当たり577.77円）であり、うち3,680,400円（1万口当たり150円）を分配しております。	第5期（自 平成25年10月29日 至 平成25年 11月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,653,802円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（13,030,588円）及び分配準備積立金（2,946,556円）より分配対象収益は21,630,946円（1万口当たり611.61円）であり、うち5,304,900円（1万口当たり150円）を分配しております。 第6期（自 平成25年11月28日 至 平成25年 12月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,519,473円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,473,240円）及び分配準備積立金（3,295,458円）より分配対象収益は24,288,171円（1万口当たり630.98円）であり、うち5,773,650円（1万口当たり150円）を分配しております。 第7期（自 平成25年12月28日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,303,954円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,473,240円）及び分配準備積立金（4,041,281円）より分配対象収益は24,818,475円（1万口当たり644.76円）であり、うち6,081,578円（1万口当たり158円）を分配しております。 第8期（自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,698,336円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（16,361,484円）及び分配準備積立金（4,263,657円）より分配対象収益は27,323,477円（1万口当たり651.65円）であり、うち6,624,624円（1万口当たり158円）を分配しております。 第9期（自 平成26年 2月28日 至 平成26年 3月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,092,409円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（18,199,760円）及び分配準備積立金（4,337,369円）より分配対象収益は29,629,538円（1万口当たり659.55円）であり、うち7,097,834円（1万口当たり158円）を分配しております。
---	---

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
社債券	同左
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
期首元本額	50,000,000円	245,360,000円
期中追加設定元本額	195,360,000円	205,270,000円
期中一部解約元本額	－円	1,400,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	3,411,162	△1,445,273
合計	3,411,162	△1,445,273

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（メキシコペソ）連動債A	451,000,000	432,824,700	
合計		451,000,000	432,824,700	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,575,146	9,764,870
社債券	187,294,000	189,113,100
未収入金	-	41,974,800
未収利息	9	12
その他未収収益	10,276	79,817
流動資産合計	197,879,431	240,932,599
資産合計	197,879,431	240,932,599
負債の部		
流動負債		
未払金	4,084,472	8,097,680
未払収益分配金	1,872,000	1,801,000
未払解約金	-	45,289,200
未払受託者報酬	4,899	5,707
未払委託者報酬	195,958	228,190
その他未払費用	639	811
流動負債合計	6,157,968	55,422,588
負債合計	6,157,968	55,422,588
純資産の部		
元本等		
元本	187,200,000	180,100,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,521,463	5,410,011
（分配準備積立金）	3,602,379	6,361,300
元本等合計	191,721,463	185,510,011
純資産合計	191,721,463	185,510,011
負債純資産合計	197,879,431	240,932,599

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
営業収益		
受取利息	5,350,917	17,114,084
有価証券売買等損益	△3,183,924	△747,485
その他収益	10,276	69,541
営業収益合計	2,177,269	16,436,140
営業費用		
受託者報酬	10,355	37,276
委託者報酬	414,183	1,490,826
その他費用	47,178	91,900
営業費用合計	471,716	1,620,002
営業利益	1,705,553	14,816,138
経常利益	1,705,553	14,816,138
当期純利益	1,705,553	14,816,138
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	385,442
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	4,521,463
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,040,910	1,773,610
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,040,910	1,773,610
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,755,758
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,755,758
分配金	4,225,000	13,560,000
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,521,463	5,410,011

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 187,200,000口	1. 特定期間末日における受益権の総数 180,100,000口
2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0242円 (1万口当たり純資産額) (10,242円)	2. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0300円 (1万口当たり純資産額) (10,300円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
分配金の計算過程	第1期（自 平成25年 6月25日 至 平成25年 7月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,212,378円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,748,686円）、信託約款に定める収益調整金（2,877,060円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は6,838,124円（1万口当たり875.54円）であり、うち781,000円（1万口当たり100円）を分配しております。	第4期（自 平成25年 9月28日 至 平成25年 10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,270,520円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,073,813円）及び分配準備積立金（3,602,379円）より分配対象収益は13,946,712円（1万口当たり635.37円）であり、うち2,195,000円（1万口当たり100円）を分配しております。

第2期（自 平成25年 7月30日 至 平成25年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,685,146円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,623,696円）及び分配準備積立金（3,180,064円）より分配対象収益は9,488,906円（1万口当たり603.60円）であり、うち1,572,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第3期（自 平成25年 8月28日 至 平成25年 9月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,181,169円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,191,006円）及び分配準備積立金（3,293,210円）より分配対象収益は11,665,385円（1万口当たり623.13円）であり、うち1,872,000円（1万口当たり100円）を分配しております。	第5期（自 平成25年10月29日 至 平成25年 11月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,857,094円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,962,687円）及び分配準備積立金（3,677,899円）より分配対象収益は15,497,680円（1万口当たり656.39円）であり、うち2,361,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第6期（自 平成25年11月28日 至 平成25年 12月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,831,785円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,049,365円）、信託約款に定める収益調整金（8,962,687円）及び分配準備積立金（4,173,993円）より分配対象収益は19,017,830円（1万口当たり805.48円）であり、うち2,361,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第7期（自 平成25年12月28日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,716,441円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,385,975円）及び分配準備積立金（7,694,143円）より分配対象収益は19,796,559円（1万口当たり817.68円）であり、うち2,421,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第8期（自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,726,297円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,385,975円）及び分配準備積立金（7,989,584円）より分配対象収益は20,101,856円（1万口当たり830.30円）であり、うち2,421,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第9期（自 平成26年 2月28日 至 平成26年 3月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,046,693円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,056,319円）及び分配準備積立金（6,115,607円）より分配対象収益は15,218,619円（1万口当たり845.00円）であり、うち1,801,000円（1万口当たり100円）を分配しております。
--	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
社債券	同左
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
期首元本額	50,000,000円	187,200,000円
期中追加設定元本額	137,200,000円	56,900,000円
期中一部解約元本額	－円	64,000,000円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	3,362,295	279,120
合計	3,362,295	279,120

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（メキシコペソ）連動債Ｂ	187,000,000	189,113,100	
合計		187,000,000	189,113,100	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,059,694	2,350,271
社債券	49,363,600	44,387,200
未収利息	1	3
その他未収収益	5,337	20,333
流動資産合計	51,428,632	46,757,807
資産合計	51,428,632	46,757,807
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	782,400	799,119
未払受託者報酬	1,352	1,123
未払委託者報酬	54,033	44,999
その他未払費用	165	149
流動負債合計	837,950	845,390
負債合計	837,950	845,390
純資産の部		
元本等		
元本	52,160,000	52,230,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,569,318	△6,317,583
（分配準備積立金）	2,047,760	2,351,364
元本等合計	50,590,682	45,912,417
純資産合計	50,590,682	45,912,417
負債純資産合計	51,428,632	46,757,807

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
営業収益		
受取利息	3,517,975	5,366,687
有価証券売買等損益	△2,554,924	△4,976,400
その他収益	5,337	14,996
営業収益合計	968,388	405,283
営業費用		
受託者報酬	4,148	7,683
委託者報酬	166,005	307,321
その他費用	41,845	88,930
営業費用合計	211,998	403,934
営業利益	756,390	1,349
経常利益	756,390	1,349
当期純利益	756,390	1,349
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	△1,569,318
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,675	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,675	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,833	6,137
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,833	6,137
分配金	2,318,550	4,743,477
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,569,318	△6,317,583

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 52,160,000口	1. 特定期間末日における受益権の総数 52,230,000口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,569,318円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,317,583円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9699円 (1万口当たり純資産額) (9,699円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8790円 (1万口当たり純資産額) (8,790円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
分配金の計算過程	第1期（自 平成25年 6月25日 至 平成25年 7月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,685,007円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,025,848円）、信託約款に定める収益調整金（10,675円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は2,721,530円（1万口当たり541.57円）であり、うち753,750円（1万口当たり150円）を分配しております。	第4期（自 平成25年 9月28日 至 平成25年 10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（851,002円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（109,851円）及び分配準備積立金（2,047,760円）より分配対象収益は3,008,613円（1万口当たり576.79円）であり、うち782,400円（1万口当たり150円）を分配しております。

第2期（自 平成25年 7月30日 至 平成25年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（812,437円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（109,851円）及び分配準備積立金（1,957,105円）より分配対象収益は2,879,393円（1万口当たり552.01円）であり、うち782,400円（1万口当たり150円）を分配しております。 第3期（自 平成25年 8月28日 至 平成25年 9月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（843,018円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（109,851円）及び分配準備積立金（1,987,142円）より分配対象収益は2,940,011円（1万口当たり563.64円）であり、うち782,400円（1万口当たり150円）を分配しております。	第5期（自 平成25年10月29日 至 平成25年 11月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（876,506円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（110,445円）及び分配準備積立金（2,116,362円）より分配対象収益は3,103,313円（1万口当たり594.83円）であり、うち782,550円（1万口当たり150円）を分配しております。 第6期（自 平成25年11月28日 至 平成25年 12月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（842,845円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（110,890円）及び分配準備積立金（2,210,318円）より分配対象収益は3,164,053円（1万口当たり606.35円）であり、うち782,700円（1万口当たり150円）を分配しております。 第7期（自 平成25年12月28日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（812,356円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（110,890円）及び分配準備積立金（2,270,463円）より分配対象収益は3,193,709円（1万口当たり612.04円）であり、うち798,354円（1万口当たり153円）を分配しております。 第8期（自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（844,358円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（110,890円）及び分配準備積立金（2,284,465円）より分配対象収益は3,239,713円（1万口当たり620.85円）であり、うち798,354円（1万口当たり153円）を分配しております。 第9期（自 平成26年 2月28日 至 平成26年 3月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（820,014円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（113,229円）及び分配準備積立金（2,330,469円）より分配対象収益は3,263,712円（1万口当たり624.85円）であり、うち799,119円（1万口当たり153円）を分配しております。
---	---

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
社債券	同左
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
期首元本額	50,000,000円	52,160,000円
期中追加設定元本額	2,160,000円	70,000円
期中一部解約元本額	－円	－円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	△234,000	△639,600
合計	△234,000	△639,600

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・インデックスⅡ（トルコリラ）連動債A	52,000,000	44,387,200	
合計		52,000,000	44,387,200	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース】

（１）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,743,961	2,069,412
社債券	49,388,400	45,935,700
未収利息	1	2
その他未収収益	5,313	20,446
流動資産合計	51,137,675	48,025,560
資産合計	51,137,675	48,025,560
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	514,000	514,000
未払受託者報酬	1,345	1,156
未払委託者報酬	53,728	46,233
その他未払費用	164	152
流動負債合計	569,237	561,541
負債合計	569,237	561,541
純資産の部		
元本等		
元本	51,400,000	51,400,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△831,562	△3,935,981
（分配準備積立金）	2,277,288	2,736,772
元本等合計	50,568,438	47,464,019
純資産合計	50,568,438	47,464,019
負債純資産合計	51,137,675	48,025,560

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)			
	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日	
営業収益			
受取利息	2,475,486	3,825,267	
有価証券売買等損益	△1,592,382	△3,452,700	
その他収益	5,313	15,133	
営業収益合計	888,417	387,700	
営業費用			
受託者報酬	4,142	7,782	
委託者報酬	165,724	311,273	
その他費用	41,993	89,064	
営業費用合計	211,859	408,119	
営業利益	676,558	△20,419	
経常利益	676,558	△20,419	
当期純利益	676,558	△20,419	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-	
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	△831,562	
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,880	-	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,880	-	
分配金	1,528,000	3,084,000	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△831,562	△3,935,981	

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数 51,400,000口	1. 特定期間末日における受益権の総数 51,400,000口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 831,562円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,935,981円
3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9838円 (1万口当たり純資産額) (9,838円)	3. 特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9234円 (1万口当たり純資産額) (9,234円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
分配金の計算過程	第1期（自 平成25年 6月25日 至 平成25年 7月29日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,191,258円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,490,974円）、信託約款に定める収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は2,682,232円（1万口当たり536.44円）であり、うち500,000円（1万口当たり100円）を分配しております。	第4期（自 平成25年 9月28日 至 平成25年 10月28日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（597,319円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,218円）及び分配準備積立金（2,277,288円）より分配対象収益は2,951,825円（1万口当たり574.26円）であり、うち514,000円（1万口当たり100円）を分配しております。

	第2期（自 平成25年 7月30日 至 平成25年 8月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（549,557円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,218円）及び分配準備積立金（2,182,232円）より分配対象収益は2,809,007円（1万口当たり546.48円）であり、うち514,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第3期（自 平成25年 8月28日 至 平成25年 9月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（573,499円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,218円）及び分配準備積立金（2,217,789円）より分配対象収益は2,868,506円（1万口当たり558.06円）であり、うち514,000円（1万口当たり100円）を分配しております。	第5期（自 平成25年10月29日 至 平成25年 11月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（615,236円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,218円）及び分配準備積立金（2,360,607円）より分配対象収益は3,053,061円（1万口当たり593.96円）であり、うち514,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第6期（自 平成25年11月28日 至 平成25年 12月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（569,788円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,218円）及び分配準備積立金（2,461,843円）より分配対象収益は3,108,849円（1万口当たり604.82円）であり、うち514,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第7期（自 平成25年12月28日 至 平成26年 1月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（570,242円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,218円）及び分配準備積立金（2,517,631円）より分配対象収益は3,165,091円（1万口当たり615.76円）であり、うち514,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第8期（自 平成26年 1月28日 至 平成26年 2月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（613,447円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,218円）及び分配準備積立金（2,573,873円）より分配対象収益は3,264,538円（1万口当たり635.11円）であり、うち514,000円（1万口当たり100円）を分配しております。 第9期（自 平成26年 2月28日 至 平成26年 3月27日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（577,452円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（77,218円）及び分配準備積立金（2,673,320円）より分配対象収益は3,327,990円（1万口当たり647.45円）であり、うち514,000円（1万口当たり100円）を分配しております。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	2.時価の算定方法
社債券	同左
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成25年 6月25日 至 平成25年 9月27日	第2期特定期間 自 平成25年 9月28日 至 平成26年 3月27日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
期首元本額	50,000,000円	51,400,000円
期中追加設定元本額	1,400,000円	－円
期中一部解約元本額	－円	－円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期特定期間末 平成25年 9月27日現在	第2期特定期間末 平成26年 3月27日現在
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
社債券	25,500	△397,800
合計	25,500	△397,800

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	シンコウ・グローバル・ハイインカム・ファンド・ インデックスⅡ（トルコリラ）連動債Ｂ	51,000,000	45,935,700	
合計		51,000,000	45,935,700	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

I 資産総額	21,009,853,688円
II 負債総額	706,588,000円
III 純資産総額（I－II）	20,303,265,688円
IV 発行済口数	21,196,271,975口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9579円
（1万口当たり純資産額）	（9,579円）

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コース

（平成26年 4月30日現在）

I 資産総額	7,239,527,188円
II 負債総額	242,632,022円
III 純資産総額（I－II）	6,996,895,166円
IV 発行済口数	7,276,900,527口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9615円
（1万口当たり純資産額）	（9,615円）

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

I 資産総額	2,312,359,715円
II 負債総額	203,353,090円
III 純資産総額（I－II）	2,109,006,625円
IV 発行済口数	1,952,834,605口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0800円
（1万口当たり純資産額）	（10,800円）

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コース

（平成26年 4月30日現在）

I 資産総額	14,004,684,515円
--------	-----------------

II 負債総額	633,036,754円
III 純資産総額（I－II）	13,371,647,761円
IV 発行済口数	15,934,470,472口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8392円
（1万口当たり純資産額）	（8,392円）

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

I 資産総額	4,765,856,511円
II 負債総額	268,175,736円
III 純資産総額（I－II）	4,497,680,775円
IV 発行済口数	4,801,883,430口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9366円
（1万口当たり純資産額）	（9,366円）

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コース

（平成26年 4月30日現在）

I 資産総額	467,845,279円
II 負債総額	13,418,450円
III 純資産総額（I－II）	454,426,829円
IV 発行済口数	463,020,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9814円
（1万口当たり純資産額）	（9,814円）

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

I 資産総額	193,889,056円
II 負債総額	23,759,331円
III 純資産総額（I－II）	170,129,725円
IV 発行済口数	164,400,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0349円
（1万口当たり純資産額）	（10,349円）

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コース

（平成26年 4月30日現在）

I 資産総額	48,168,279円
II 負債総額	3,489円
III 純資産総額（I－II）	48,164,790円
IV 発行済口数	52,230,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9222円
（1万口当たり純資産額）	（9,222円）

ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コース

（平成26年 4月30日現在）

I 資産総額	50,126,840円
II 負債総額	3,630円
III 純資産総額（I－II）	50,123,210円
IV 発行済口数	51,400,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9752円
（1万口当たり純資産額）	（9,752円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関

等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成26年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

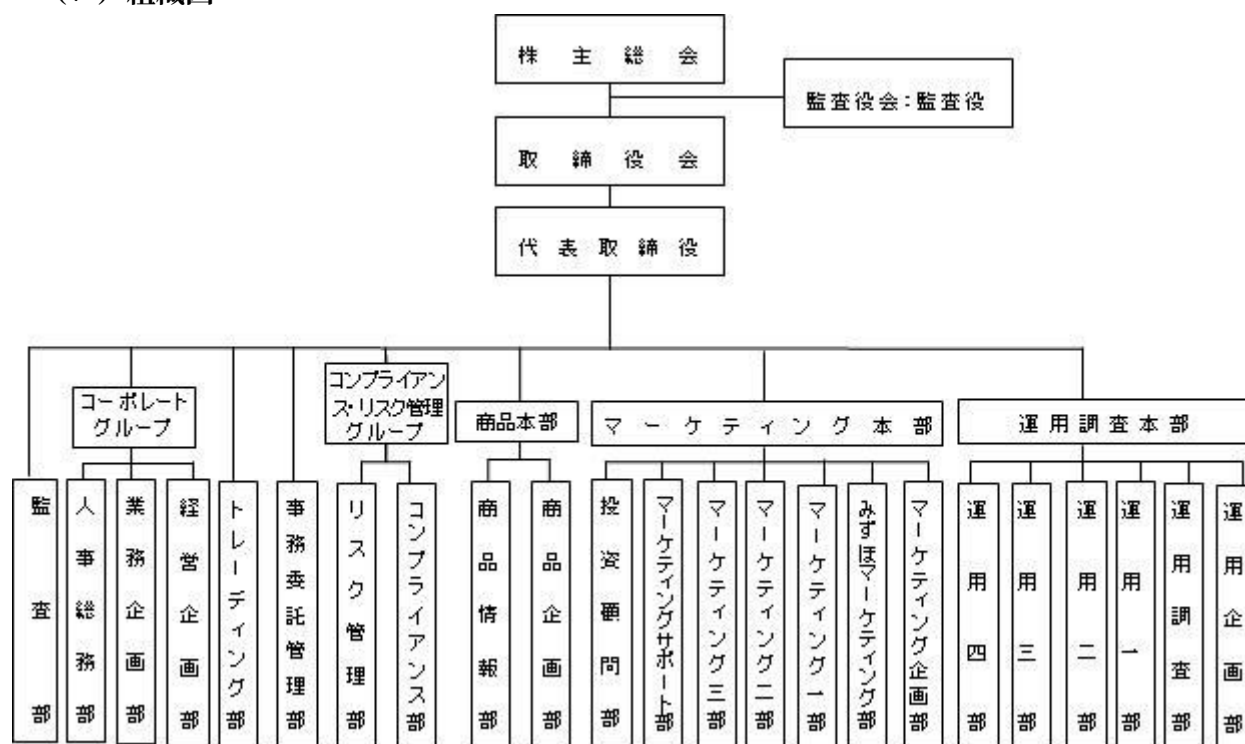
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

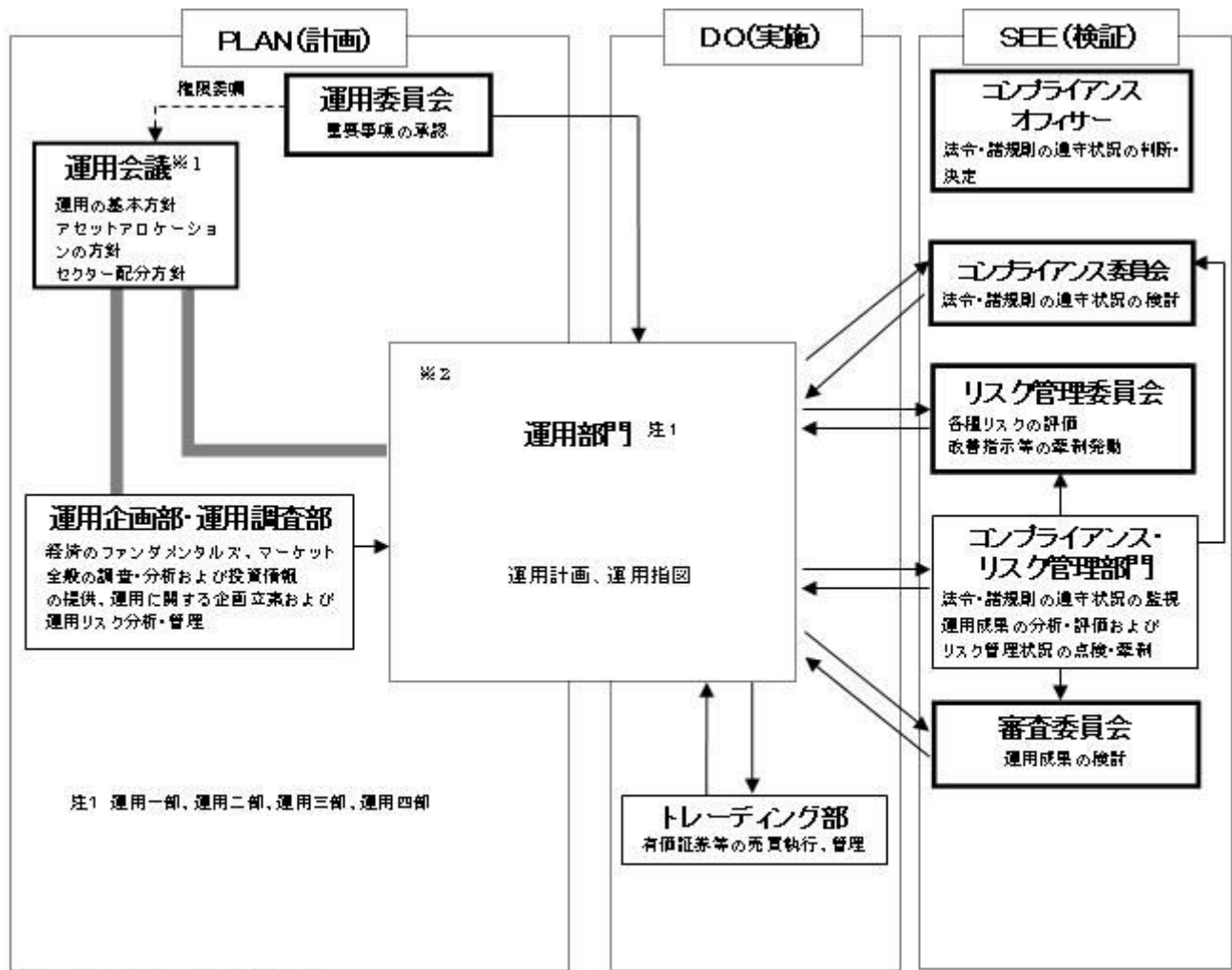
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年4月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成26年4月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	262	3,519,690
株式投資信託（合計）	234	2,861,684
単位型	19	134,548
追加型	215	2,727,136
公社債投資信託（合計）	28	658,006
単位型	1	778
追加型	27	657,227

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		10,766,270	13,492,111
有価証券		5,259,693	3,291,156
貯蔵品		1,062	5,188
立替金		30,280	15,778
前払金		25,483	38,614
前払費用		20,286	16,530
未収委託者報酬		1,891,689	2,654,090
未収運用受託報酬		86,074	117,049
未収収益		13,810	6,509
繰延税金資産		192,202	283,616
流動資産合計		18,286,853	19,920,646
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）	※2	15,051	※2 12,380
構築物（純額）	※2	1,886	※2 1,650
器具・備品（純額）	※2	95,877	※2 99,960
リース資産（純額）	※2	680	※2 340
有形固定資産合計		113,496	114,332
無形固定資産			
電話加入権		91	91
ソフトウェア	※3	39,774	※3 74,851
ソフトウェア仮勘定		—	11,885
無形固定資産合計		39,866	86,827
投資その他の資産			
投資有価証券		2,929,683	3,213,218

関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	125,515	124,152
長期繰延税金資産	8,695	63,925
前払年金費用	410,271	374,562
その他	10,632	6,632
投資その他の資産合計	3,561,898	3,859,590
固定資産合計	3,715,261	4,060,749
資産合計	22,002,115	23,981,396

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,156	21,303
リース債務	1,206	810
未払金		
未払収益分配金	336	177
未払償還金	14,470	10,100
未払手数料	※1 964,634	※1 1,296,830
その他未払金	195,035	513,148
未払金合計	1,174,476	1,820,257
未払費用	402,634	548,430
未払法人税等	471,902	1,462,380
賞与引当金	299,000	362,800
役員賞与引当金	45,500	44,200
流動負債合計	2,412,875	4,260,181
固定負債		
長期リース債務	1,156	345
退職給付引当金	168,209	172,959
役員退職慰労引当金	80,416	31,708
執行役員退職慰労引当金	99,750	102,083
固定負債合計	349,532	307,096
負債合計	2,762,408	4,567,278
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	10,000,000	8,900,000

繰越利益剰余金	1,559,003	2,889,165
利益剰余金合計	11,919,497	12,149,658
自己株式	△72,415	△72,415
株主資本合計	19,133,081	19,363,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	106,625	50,874
評価・換算差額等合計	106,625	50,874
純資産合計	19,239,706	19,414,117
負債純資産合計	22,002,115	23,981,396

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成24年4月 1日		(自 平成25年4月 1日	
	至 平成25年3月31日)		至 平成26年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		19,893,907		29,107,010
運用受託報酬		170,563		261,777
営業収益合計		20,064,471		29,368,787
営業費用				
支払手数料	※1	10,580,803	※1	15,428,327
広告宣伝費		213,908		336,593
公告費		1,919		2,919
調査費				
調査費		275,599		339,210
委託調査費		2,855,086		4,188,805
図書費		5,332		4,862
調査費合計		3,136,017		4,532,878
委託計算費		533,813		1,151,067
営業雑経費				
通信費		37,161		37,016
印刷費		132,025		160,606
協会費		14,855		14,992
諸会費		3,088		3,153
その他		23,541		27,521
営業雑経費合計		210,672		243,290
営業費用合計		14,677,134		21,695,077
一般管理費				
給料				
役員報酬		93,516		89,886
給料・手当		1,395,728		1,326,658
賞与		221,930		332,688

給料合計	1,711,175	1,749,233
交際費	9,782	9,349
寄付金	2,465	3,066
旅費交通費	81,050	78,321
租税公課	52,119	65,510
不動産賃借料	211,739	205,792
賞与引当金繰入	299,000	362,800
役員賞与引当金繰入	45,500	44,200
役員退職慰労引当金繰入	28,335	39,756
退職給付費用	195,268	182,850
減価償却費	88,183	63,615
諸経費	533,744	585,445
一般管理費合計	3,258,364	3,389,942
営業利益	2,128,972	4,283,768

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	157,357	143,049
有価証券利息	12,764	6,052
受取利息	22,364	14,495
時効成立分配金・償還金	3,608	4,450
雑益	26,471	20,588
営業外収益合計	222,565	188,635
営業外費用		
支払利息	222	59
時効成立後支払分配金・償還金	1,339	1,557
雑損	22	8,673
営業外費用合計	1,585	10,290
経常利益	2,349,952	4,462,113
特別利益		
貸倒引当金戻入	1,982	—
投資有価証券売却益	146,334	158,386
特別利益合計	148,316	158,386
特別損失		
固定資産除却損	※2 101	※2 3,210
ゴルフ会員権売却損	—	2,795
投資有価証券売却損	37,198	42,388
投資有価証券評価損	49,352	10,974
減損損失	4,291	—
特別損失合計	90,943	59,368

税引前当期純利益	2,407,325	4,561,131
法人税、住民税及び事業税	983,713	1,905,519
法人税等調整額	△129,642	△113,958
法人税等合計	854,070	1,791,560
当期純利益	1,553,255	2,769,571

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	11,118,000	1,427,158
当期変動額					
別途積立金取崩				△ 1,118,000	1,118,000
剰余金の配当					△2,539,409
当期純利益					1,553,255
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	△ 1,118,000	131,845
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	12,905,651	△6,827	20,184,823	△209,840	19,974,983
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	△2,539,409		△2,539,409		△2,539,409
当期純利益	1,553,255		1,553,255		1,553,255
自己株式の取得		△65,588	△65,588		△65,588
自己株式の処分			-		

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				316,465	316,465
当期変動額合計	△986,154	△65,588	△1,051,742	316,465	△735,276
当期末残高	11,919,497	△72,415	19,133,081	106,625	19,239,706

当事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金	
				別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	10,000,000	1,559,003
当期変動額					
別途積立金取崩				△1,100,000	1,100,000
剰余金の配当					△2,539,409
当期純利益					2,769,571
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	△1,100,000	1,330,161
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	
	利 益 剰余金 合 計				
当期首残高	11,919,497	△72,415	19,133,081	106,625	19,239,706
当期変動額					
別途積立金取崩			-		-
剰余金の配当	△2,539,409		△2,539,409		△2,539,409
当期純利益	2,769,571		2,769,571		2,769,571
自己株式の取得			-		-
自己株式の処分			-		-
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）				△55,750	△55,750
当期変動額合計	230,161	-	230,161	△55,750	174,410
当期末残高	12,149,658	△72,415	19,363,242	50,874	19,414,117

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

① 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

② 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未払手数料	572,094千円	760,018千円

※ 2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	578,691千円	599,157千円

※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	238,992千円	252,073千円

(損益計算書関係)

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(自 平成24年4月 1日 (自 平成25年4月 1日
至 平成25年3月31日) 至 平成26年3月31日)

支払手数料	6,343,293千円	8,738,779千円
-------	-------------	-------------

※ 2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	一千円	3,204千円
器具・備品	101千円	5千円
計	101千円	3,210千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	8,630	—	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月25日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	—	—	9,386

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年12月19日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成25年11月15日	平成25年12月20日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企

画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	—

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,492,111	13,492,111	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	—	—	—
其他有価証券	6,305,322	6,305,322	—
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	2,654,090	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	10,766,163	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	—	—	—
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	—	—	—

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,491,981	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	—	—	—	—
その他有価証券	3,291,156	380,080	1,261,941	269,692
(3) 未収委託者報酬	2,654,090	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	—	—	—
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,129	500,400	270

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

2. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	△74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	△74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,920,996	1,709,935	211,061
	小計	1,920,996	1,709,935	211,061
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	4,384,326	4,516,340	△132,014
	小計	4,384,326	4,516,340	△132,014
合計		6,305,322	6,226,275	79,047

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	△1,080
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,921,927	108,259	△36,118
合計	4,028,282	146,334	△37,198

当事業年度（平成26年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	—	—	—
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	1,209,919	158,386	△42,388
合計	1,209,919	158,386	△42,388

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について10,974千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	△1,281,738
(2)年金資産（千円）	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	△262,764

(4)未認識数理計算上の差異（千円）	547,641
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	242,061
(7)前払年金費用（千円）	410,271
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	168,209

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注１）	108,925
(2)利息費用（千円）	17,431
(3)期待運用収益（減算）（千円）	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△16,055
(6)小計(1)+(2)－(3)+(4)+(5)（千円）	179,338
(7)その他（千円）（注２）	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	195,268

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（34,585千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

２．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．確定給付制度

（単位：千円）

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,281,738
勤務費用	80,449
利息費用	19,226
数理計算上の差異の発生額	91,561
退職給付の支払額	△48,235
過去勤務費用の発生額	-

退職給付債務の期末残高	1,424,739
-------------	-----------

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,018,974
期待運用収益	20,379
数理計算上の差異の発生額	70,810
事業主からの拠出額	78,919
退職給付の支払額	△32,029
年金資産の期末残高	1,157,054

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,187,071
年金資産	△1,157,054
	30,017
非積立型制度の退職給付債務	237,668
未積立退職給付債務	267,685
未認識数理計算上の差異	△496,048
未認識過去勤務費用	26,759
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△201,603
退職給付引当金	172,959
前払年金費用	△374,562
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△201,603

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(注1)	110,782
利息費用	19,226
期待運用収益	△20,379
数理計算上の差異の費用処理額	72,344
過去勤務費用の費用処理額	△16,055
確定給付制度に係わる退職給付費用	165,917

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（30,333千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	41.3%
債券	25.6%
共同運用資産	18.3%
生命保険一般勘定	11.2%
現金及び預金	3.3%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	2.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,933千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	130,944千円	145,054千円
減価償却超過額	796	1,076
退職給付引当金	95,500	98,025
役員退職慰労引当金	28,660	11,300
投資有価証券評価損	17,589	12,705
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	42,964	103,536
その他	63,091	109,079
繰延税金資産小計	407,976	509,208
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	407,976	509,208
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 60,857	△ 28,172
前払年金費用	△146,220	△133,494
繰延税金負債合計	△207,078	△161,666
繰延税金資産の純額	200,897	347,542

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	192,202千円	283,616千円
固定資産－長期繰延税金資産	8,695	63,925

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

法定実効税率 (調整)	38.01%
役員給与永久に損金算入されない項目	0.55
交際費等永久に損金算入されない項目	0.36
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.51
住民税均等割	0.16
評価性引当額の増減	△3.18
その他	0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.48</u>

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第十号）が平成26年3月31日に公布され平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は19,567千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	125,167,284	金融商 品取引 業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売 役員の兼任	当社設定 の投資信 託受益権 の募集・ 販売に係 る代行手 数料の支 払い	6,343,293	未払手 数料	572,094

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有(被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	125,167,284	金融商 品取引 業	(被所有) 直接77.05 間接 7.74	当社設定の 投資信託受 益権の募 集・販売 役員の兼任	当社設定 の投資信 託受益権 の募集・ 販売に係 る代行手 数料の支 払い	8,738,779	未払手 数料	760,018

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	173,969	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	91,562	その他 未払金	8,536
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,000	その他 未払金	3,150

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券 プロパティ マネジメント株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の 賃借	175,003	長期差 入保証 金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都 中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払	105,424	その他 未払金	8,030
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他 未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,923	その他 未払金	3,230
							IT関連業務支援	4,145	その他 未払金	1,648

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

（１）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

（２）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

（３）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

（４）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	10,607円02銭	10,703円18銭
1株当たり当期純利益金額	854円62銭	1,526円89銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,553,255	2,769,571
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,553,255	2,769,571
期中平均株式数（千株）	1,817	1,813

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （4）委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方

針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成26年4月末現在、247,369百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成26年4月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付

(7) 所得税および地方税の源泉徴収

(8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当特定期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成25年10月10日	臨時報告書
平成25年12月25日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年12月25日	有価証券報告書
平成26年 1月10日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

新 光 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田 中 俊 之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コースの平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）円・1年更新コースの平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コースの平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・6ヵ月更新コースの平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コースの平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）豪ドル・1年更新コースの平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コースの平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・6ヵ月更新コースの平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コースの平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）ブラジルリアル・1年更新コースの平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コースの平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・6ヵ月更新コースの平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コースの平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）メキシコペソ・1年更新コースの平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コースの平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・6ヵ月更新コースの平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年4月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コースの平成25年9月28日から平成26年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー・ハイインカム・ポートフォリオ・ファンド（毎月決算／目標払出し型）トルコリラ・1年更新コースの平成26年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。